

平成30年第1回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成30年3月18日（日曜日）

◎出席議員（12名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	7番 田利正文君
8番 高道洋子君	9番 高橋健一君
10番 星孝道君	11番 高橋秀樹君
12番 井脇昌美君	13番 吉田敏男君

◎欠席議員（1名）

6番 前田秀夫君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 沼田聡君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 上田利浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 行政報告（町長）＜P 3＞
- 日程第 2 一般質問＜P 6～P 44＞
- 追加日程第 1 議案第 27号 平成29年度足寄町一般会計補正予算（第11号）＜P 44～49＞
- 追加日程第 2 議案第 28号 平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）＜P 44～P 49＞
- 追加日程第 3 議案第 29号 平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）＜P 44～P 49＞
- 追加日程第 4 議案第 30号 平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）＜P 44～P 49＞
- 追加日程第 5 議案第 31号 平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第5号）＜P 44～P 49＞
- 追加日程第 6 議案第 32号 平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）＜P 44～P 49＞
- 追加日程第 7 議案第 33号 平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）＜P 44～P 49＞
- 追加日程第 8 議案第 34号 平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）＜P 44～P 49＞
- 追加日程第 9 議案第 35号 平成29年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）＜P 44～P 49＞
- 追加日程第 10 議案第 36号 平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）＜P 44～P 49＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

6番前田秀夫君は、欠席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 3月12日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、3月18日は、最初に町長より行政報告を受けます。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第1 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、追加の行政報告を申し上げます。

3月8日から9日にかけての低気圧や前線による大雨・融雪災害の状況について御報告をいたします。

前線を伴った低気圧が発達しながら北海道付近を通過をし、3月9日の昼前にはオホーツク海へ達し、この低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、北海道の上空1,500メートル付近では、9日朝に5月中旬並みの気温となりました。このため、足寄町で

は3月8日の午後6時ごろから降り始めた雪が、9日未明から雨に変わっております。

町民センター前に気象庁が設置した足寄観測所では、降り始めからの雨量が67ミリ、柏倉観測所では78.5ミリ、上螺湾観測所では60.5ミリとなり、足寄観測所では1976年の観測開始以来3月の降水量としては最大、柏倉観測所及び上螺湾観測所では1983年の観測開始以来第2位の記録をいたしました。

町の対応についてであります。気象庁から今後の気象の見通しについての情報提供を受け、3月8日午前9時30分から理事者、総務課、建設課、経済課による災害対策会議を開催し、重点警戒箇所の確認を行い、樋門・樋管の管理徹底、市街地町道の排水確保のためのグレーチングふたの開口作業、土のう作成を実施することを決定をし、13時から各課から21名の職員を動員し、建設課車両室の指揮のもと、作業を実施いたしました。

また、午後3時30分からは、理事者、各課長による大雨にかかわる足寄町行政事務推進会議臨時会議を開催をし、今後の気象の見通しについて情報共有を図るとともに、3月9日については、全職員が直ちに出勤できる体制の構築を図りました。

3月9日は早朝より市街地、中足寄、稲牛、螺湾本町、上利別本町、芽登本町などから、道路の冠水、小河川の氾濫や住宅、店舗などから融水による浸水のおそれがあるとの通報も数件ありました。

このことから通行規制を実施するとともに、雨水ますやグレーチングふたが凍結し排水に支障を来していたことから、温泉水も活用し解氷作業に当たり排水確保を図り、町内2カ所ではポンプによる排水作業も実施し、対応に当たりました。

小河川につきましては、重機による土砂掘削により氾濫を回避し、住宅、店舗等の浸水を防止するために土のうの設置も行ってきております。

また、螺湾方面の国道241号沿いの住宅2戸において、国道の排水が追いつかず、国道に接続する私道に流れ込み、通行不能となり、孤立化するおそれがあったことから、国道と私道の接続部分に土のうを設置し水の流入をとめ、応急復旧を行い、通行の確保を図りました。

なお、通行規制につきましては、町道では美盛足寄線ほか3路線、道道では北見白糠線のカネラン峠ほか1路線、国道では241号の中足寄から阿寒湖畔までが通行どめの措置が実施されましたが、3月10日の午後3時には全路線の通行が再開されております。

次に、上足寄営農用水道の断水に対する対応ですが、3月の9日午後5時50分に排水流量過大の緊急警報が入ったこと、及び上足寄地区住民からの通報により、断水が判明し、対象となる畜産農家5戸を含む16戸に電話にて緊急連絡を行っております。なお、判明時刻が夜間であったこと、及び河川が増水していたことから、詳細な現地調査は10日に実施することといたしました。

現地調査の結果、足寄川に敷設している配水管の損傷が断水の原因と判明し、応急配管の接続、排泥作業等を断続的に実施し、12日午後2時15分に全16戸の断水を解消をいたしました。

なお、断水時における給水対応といたしましては、飲用水としては給水袋を配付することで対応し、畜産農家5戸においては、建設課、経済課、足寄消防署、JAあしよろで対応を協議し、給水タンクを各戸に配置し、消防の大型水槽車にて応急給水を実施しております。

次に河川の状態ですが、3月9日の午前11時ごろから、螺湾川と足寄川の合流部分で氷塊が堆積し水位が急激に上昇したことから、螺湾小学校の繰り上げ下校を決定をいたしました。その後、合流部の氷塊が下流に流されたことにより、一時水位は低下したものの、さらなる融雪、氷塊の到達などにより水が上昇し、氾濫の可能性も考えられたことか

ら、午後4時05分に螺湾本町の一部、11世帯20人に自主避難を呼びかけし、らわん路の里に避難所を開設しましたが、避難された方はおりませんでした。その後、水位も低下し、氾濫の危険性もなくなったことから、午後7時に自主避難を解除しております。

足寄川におきましても、午後2時ごろから大量の氷塊が押し寄せ、水位が急激に上昇し始め、利別川上流からも大量の氷塊が市街地に向かって押し寄せてきており、利別川との合流部で氷塊が堆積し、流れを阻害することにより、足寄川の水位がさらに上昇し、越水する危険性が極めて高まったことから、午後4時55分に災害対策本部を設置をし、避難所として旭町母と子の家、総合体育館を、福祉避難所として老人憩の家を開設し、旭町1、2、4、5丁目の188世帯375人を対象に避難指示を発令をいたしました。

各避難所への避難者ですが、旭町母と子の家が51人、総合体育館が16人、老人憩の家が3人の計70人となっております。

災害対策本部の設置を受け、帯広開発建設部分、北海道、陸上自衛隊第5特科隊、及びとかち広域消防局より、それぞれ2名のリエゾン、足寄分屯地からも分屯地司令を含む2名の派遣を受けるとともに、災害派遣要請により投光器を青雲橋付近に配置いただき、河川監視を実施してまいりました。あわせて旭町排水機場において、内水面の上昇があり、排水ポンプによる対応を行おうとしたところ、一時ポンプ設置に手間取りましたが、無事にポンプが稼働し、その後幸いにも大量の氷塊が下流へスムーズに流下したことから、足寄川、利別川とも水位が低下し、越水の危険性はなくなり、午後8時に避難指示を解除をし、8時05分に被害対策本部も解散をしております。

今回の災害対応におきましては、過去に経験のない大量の氷塊が押し寄せる事態となり、大災害となり得る可能性もありましたが、結果としましては、昨年度来からの北海道による河道の拡幅、河畔林の伐採による流

下能力確保により最悪の事態は回避されたものと考えており、心から感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

あわせて、記載しておりませんが、今回の災害につきましては、2日から3日に、前段に大雪がありました。この大雪によって側溝等の詰まりもかなりの箇所がありました。事前の対応で、これまで足寄町の建設業協会と災害にかかわる基本協定を交わしておりますから、この協定に基づいて機械力を有している業者のほうに依頼をかけて、事前に側溝あげ等もできたこと。それから消防の関係でいきますと、芽登、螺湾、大誉地の分団に早朝から警戒に出させていただいて、水位の状況あるいは融雪の影響等々を巡回させていただいて、こちらのほうに連絡をしていただき、事前の対応はしっかりできたものというふうに考えているところでございます。この点についても、心から感謝を申し上げたいなというふうに思っているところであります。

またもとに戻りますけれども、今回の大雨、融雪による被害状況であります。建物被害として貸店舗等2件、生涯学習館体育館、銀河ホール21敷地内の多目的観光施設、地域交流物産館、これは寄って美菜、地域活性化施設、これはチャレンジショップで、融雪水の侵入がありましたが、土のうの設置及び侵入水のくみ上げにより対応しております。

次に、車両被害といたしまして、3月9日朝に茂喜登牛～芽登線のスクールバスが児童生徒16名を乗せて、芽登小学校へ向け運行中、冠水していた道道本別留辺薬線の滞留水がエンジンに入り込み走向不能となったことから、代替車を運行させ始業時刻には間に合いませんでしたが、児童生徒を学校に無事送り届けております。スクールバス車両につきましては、エンジン載せかえ等の修理対応を要し、200万円程度の被害額と見込んでおり、これにつきましては、全額保険対応となる予定でございます。

次に土木被害でございますが、町道美盛足寄線ほか19路線において、路面流出などがありました。いずれも町のグレーダーによる直営での路面整正等で対応しております。

次に農業被害であります。利別川及び足寄川沿いの農地を中心に、最大で2メートルもの厚さの氷塊が流れ込み、6生産者、9圃場の9.42ヘクタールに氷塊堆積等の被害が発生しております。農耕期を間近に控え、作付への影響もあることから、早急に氷塊の除去作業を実施する必要があります。今定例会において復旧に必要な追加補正予算を提案させていただきます。

なお、費用負担につきましては、平成28年災害と同様の農地災害復旧事業としての取り扱いとし、負担割合は今回町90%、JAあしよろ10%の予定としております。

また、農地被害の状況は冠水等全体で94圃場、59.9ヘクタールとなっております。被害額については農業用施設、農道、排水路等を含めまして、積雪の影響等により現地調査を行える状況になく、被害の全貌はつかめておりませんので、今後被害が明らかになり次第、議会にも報告をさせていただきたいと考えております。

なお、農地に流れ込みました氷塊堆積の状況写真、上足寄営農用水配水管路の破損状況写真を添付しておりますので、参照いただきたいというふうに思います。

少し説明をさせていただきます。

まず被災写真の一つ目でございますけれども、こちょっと訂正をお願いします。括弧書きで足寄町驚府と書いてありますがこれも、これは愛冠の誤りです。訂正をお願いしたいというふうに思います。

これは愛冠の開運橋の渡った左側であります。これは牧草地でありますけれども、ここに氷の塊、河川に氷結していた氷がここまで押し寄せられた。河川からは50メートルから100メートル、この堆積している奥というのは100メートルぐらいのところまで、

ここまで氷が押し寄せられた。すなわち物すごい勢いで氷が打ち上げられたということであり、この氷の厚さは平均して1メートル50ぐらい体積をしている。一番高いところでは2メートル50ぐらいというような状況になっております。

次に2枚目でありまして、これは驚府の町道のところであります。ここの道路はきれいになってますけれども、これ一時道路も冠水したところであります。この左側のこの塊、この畑は一般畑と既に小麦を播種されている場所でありまして、小麦のところは、気持ちとしてはこの氷の塊よけてあげたいのですが、これ人工的に手を加えると雪が溶け、凍結が抜けて小麦の状況がどうかというのは、これはNOSA Iの判定を受けなければ小麦が助かるものなのか、だめなもの、収穫できないものか。これは今の時点で手を加えてしまうと共済の対象にもならないということなものですから、これはある意味じくじたる思いはあるのですけれども、一般畑の部分の氷塊だけは、塊だけは除去したいということで進めたいというふうに考えております。

それから3枚目、この写真につきましては、旭町の排水機場のところの写真であります。一昨年の災害、ここが越水した場所でありまして、当時北海道のほうで設置をしていただきました、これがスーパー土のうであります。こりの土のう、撤去しないで置いてくれということでお願いして、そのまま設置をしてあるところであります。見ていただいて、これ一部しか写ってませんが、このスーパー土のうの上まで、この氷の塊が押し寄せられたということであり、仮に、このスーパー土のう撤去した後であれば、またこれ排水機場にも被害があったのかなど。それほどすさまじい氷の勢いだったということでありまして。

最後の4ページ目、これが上足寄営農用水道の破損した部分であります。これだけの厚い氷が川にあったということであり、これがふだんは川から少し離れたところ、こ

の営農用水道は、この足寄川の下、河床に配水管が設置されてますけれども、この入り口と出口のところで見事にばつり切断されたという、こんな状況になっております。

以上、添付写真の説明とさせていただきます。

終わりになりますけれども、今回被災されました皆様方には心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い災害復旧に向けて、農協あるいは建設業協会の協力もいただきながら、一日も早い復旧に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 議長の挨拶

○議長（吉田敏男君） 次に日程に入ります前に、一言申し上げます。

本日、3月18日は日曜日ではありますが、町執行者の協力をいただきまして議会を開催することになりました。

足寄町議会は、町民に身近な意思決定機関、議会及び議員活動の活性化と充実のために、平成23年に議会総合条例を制定いたしましたところであります。

その中で、本日の日曜議会は一般質問を行い、多くの町民の皆様は議会に感心を持っていただき、議会を傍聴していただくのが目的であります。

なお、本日の質問時間は、一人30分となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

どうか町民の皆様方にわかりやすい質問、そして答弁となりますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番 高橋健一君。

(9番高橋健一君 登壇)

○9番(高橋健一君) 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項。

認知症対策について。

(1) 足寄町における認知症高齢者の実態と、今後についてお伺いしたい。

(2) 厚生労働省は、認知症施策として新オレンジプランを作成して発表しましたが、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進のために、町はどのような取り組みを行っているか。

(3) 最近、認知症高齢者の社会問題が話題になっています。徘徊による行方不明者の増加、ごみ屋敷、孤独死の問題、虐待、介護殺人、消費者被害、車の運転による事故等、これらの難問にどのように取り組んでいるのかを、お伺いしたい。

(4) 団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症の人が約700万人に上ると推定されています。認知症はもはや人ごとではなく我がことの問題になっています。認知症の人が住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会をつくるために、足寄町は本腰を入れて認知症対策に取り組まなければならないと思います。町長の覚悟と決意をお伺いしたい。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。

○町長(安久津勝彦君) 高橋健一議員の認知症対策についての一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の足寄町における認知症高齢者の実態と、今後についての御質問ですが、平成29年9月末現在における介護保険第1号被保険者数は2,734人で、その中で要介護・要支援認定を受けている方は446人、そのうち何らかの認知症を有する方は380人となっております。さらに、認知症を有する方のうち、住宅生活はできるがひとり

暮らしが困難なレベルと判定されている方は257人となっております。

国では、平成24年において、65歳以上、高齢者の約7人に1人が認知症であると推計しており、平成37年には5人に1人の割合になると見込んでおります。

本町におきましても、今後の要介護・要支援認定者数の伸びから考えると、毎年2から3%増加すると推計され、団塊の世代が75歳になる平成37年度には、ひとり暮らしが困難と判定される方が303人になると見込んでおります。

次に、2点目の認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進のための町の取り組みについての御質問ですが、新オレンジプラン、オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを目的に、平成24年度に策定したオレンジプランを平成27年に見直しをかけたもので、七つの柱に沿って施策を推進していくものとなっております。

本町における主な取り組みについてですが、本年2月の第1回臨時会で御審議いただいた第7期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にも搭載していますが、認知症への理解を深めるための普及・啓発、認知症予防教室等の開催、認知症の人の生活を支える必要な医療・介護サービスの導入・調整、介護者への支援、徘徊高齢者の早期発見の取り組み、高齢者の社会参加支援、権利擁護等について推進していくこととしております。

3点目の認知症高齢者の社会問題への取り組みについてですが、ごみ屋敷、孤独死、虐待、消費者被害、交通事故等につきましては、認知症の方に限らず高齢化の進展に伴って大きな社会問題になってきております。これらの課題につきましては、家族、民生委員、地域からの寄せられる情報や役場内の情報共有などにより、表面化する場合が多く、まずは役場職員が訪問して、御本人の状況を

確認させていただき、本人への適切な支援ができるよう対応しているところでもあります。しかし、本人や家族の理解をいただけない場合も多くあり、継続して訪問することで関係を築き、本人や家族の意思を尊重した支援ができるよう努めているところでもあります。支援につきましては、役場内だけで対応することが難しい場合もあり、その方にかかわっている介護・障害サービス事業者や福祉関係者、自治会や地域の方、消防署、消費生活相談所等のほか、必要に応じて警察の協力もいただいて、よりよい個別支援に取り組んでいるところでもあります。

最期に4点目の、認知症の人が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会をつくるための認知症対策についてですが、議員仰せのとおり、認知症は他人ごとではなく身近な問題になってきていると考えております。

認知症対策としましては、まずは認知症予防、重度化防止が重要であると考えており、認知症についての正しい知識に基づく早期からの予防活動や、早い段階での適切な診断、対応、本人やその介護への支援について、今後さらに充実を図ってまいります。

また、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるためには、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保されることが必要であり、福祉課における相談体制の充実のほか、介護サービスの充実、地域の方や関係者が連携して支援していく体制づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

今や日本人の平均寿命が、男性80.98歳、女性87.14歳、世界一の長寿国になっています。

医学が発達した日本では、簡単に人は死にません。日本人の7割以上の方が75歳を超えて生き延びます。これ自体はめでたいことですが、介護を受けたり、寝たきりにならないで、日常生活を送れる期間を示す健康寿命は男性71歳、女性は74歳です。全く平均寿命に追いついていません。

そこで問題なのが、認知症です。

2025年、65歳以上5分の1が認知症になると言われています。若年性の認知症の方を除いて、どれぐらいの方が、どのぐらいの年齢で認知症になるかという統計があるのですが、まず65歳からの後5年間で大体2.9%なのですが、これが5年ごとに倍々にふえていきます。そして、80歳を超えると5人に1人、85歳を超えるとおよそ2人に1人が認知症になると判断されています。この認知症の数は、年追ってどんどん、どんどんふえていくことは確実であります。

認知症になったらもう終わりだなどと、悠長なことは言っていられない時代になりました。年をとったら誰でも認知症になるのだと、そういう覚悟が私は必要ではないかと思っています。

先日水曜日、3月14日、むすびれっじの井澤さんの講演をちょっと聞きに行ったのですよね。ボランティアスキルアップ研修会ですかね、それに参加してお話を聞いてまいりました。やはり現場の声というのはいいですよね。副施設長さんにいろいろお話を伺ってきたのですが、やはり認知症の方と接する接し方、これが大事だと。同じ目線の高さで接することが大事なんだと。それが認知症の症状を軽減するのにすごく役だっているよと。非常に勉強になりました。

ここで、私、唐突ですけれども、ちょっと井澤さんに質問してみたのですよね。私、認知症になる可能性すごく高いので、お尋ねしますけれども、もし私認知症になったら、むすびれっじの中で小規模多機能型の居宅介護がいいのか、それとも認知症の高齢者のグループホームに入るのかいいのか、どっちが

いいのでしょうかとお尋ねしたのですけれども、ちょっと井澤さんびっくりなさったのですけれども。井澤さんの考えでは、両方とも住みなれた地域で介護を受けるわけだから、これは両方ともいいのでないか、むすびれっじの話ですけれどもね。だけれども、高橋さんの場合は、やはりまず最初は自分の家、自分の家からデイサービスを受けたり、自分の家でデイサービスを受けたり、訪問介護を受けたり、そしてお泊まりもできるということで、小規模がいいのでないかと。それでもいろいろな事情の中で、その後にグループホームのことを考えたらいいのでないですかという、非常に忠告をいただきまして、これは決めた。では私は、最初は小規模でお願いしますというふうをお願いしたのですけれども。しかし、ここで福祉課長にちょっと質問なのですけれども、自分の道筋はできたのですけれども、問題はあれですよ、地域包括支援センターに私行って、私認知症になりましたと。すぐ即座に、それでは自分に適切な支援を受けられるのか。そしてもう一つ問題なのはやはり何といてもお金の問題がある。どのくらいかかるのか心配ですよ。そういう御苦労やお金の覚悟も決めておかなければいけないので、どうなるのか。そして、もしも夫婦で認知症になったらどうするか、では何か二人でお世話になったら、サービス、家族割とか夫婦割とかあるのかなど。そういうことで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、そういう、よろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 福祉課長への御質問ということで、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、繰り返しのお話になりますけれども、認知症というのは過去は痴呆ということで、昔でいえば施設に入ったり病院に入ったりというのがこれまででした。それが、高齢者社会でますます痴呆、認知症の方がふえるということで、日本として施策の中で介護保

険制度が始まり、今まさにオレンジプランから新オレンジプランへと、認知症対策を進めなくてはいけないということで、国の指導のもと各地域でその対応をしています。

認知症は過去ではぼけ、痴呆などと呼ばれていて、年をとれば仕方がないといわれていたものでございます。それが、今医療がかなり充実してきまして、痴呆をなるべく進行させないですとか、痴呆にならないような対策ということで、さまざまな取り組みが進められています。

多分御存じだと思いますけれども、痴呆には中核症状と行動・心理症状という、この二つの点ございまして、中核症状というのはもう痴呆になると必ず生じる症状で、記憶障害ですとか見当識障害、理解判断能力の低下、脳の理解力が減ると。もう一つ大事なのが、行動・心理症状といまして、本人がもともと持っている性格や生活環境、人間関係などのさまざまな要因が絡み合って生じる不安とか抑鬱、興奮、徘徊、不眠、妄想、不潔行為というようなものがございます。認知症になると中核症状が出たとして、それを今度周りの方で、この行動・心理症状不安ですとか、興奮、徘徊、こういうものをいかに地域で、家族で押さえられるか、地域で押さえられるかということで、認知症の、議員さんおっしゃられたように、認知症の理解を家族が知り、地域が知り、さまざまな取り組みで住民の方に知っていただくということが非常に大事だというふうに考えてます。

そこで、痴呆になったらどうなるか。認知症になったらどうなるということで、役場に来ていただいて、まず今お手元に用意ございますかどうか、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で、47ページ、48ページ別に認知症ケアパスというのがございます。それぞれの本人の状況、家族の状況によって対応を変えていくという形で、まず相談をして、やはりまず医療的な見地からのその方がどういう病気で、今後どうなるかというのを、足寄でも専門の国保病院のほうで、認知症に関

する専門のカリキュラムで勉強していただいた先生に診ていただいて、このような対応が必要ですか、まだ家族で見ただけのでしたらやはり住みなれた地域、その家族のところで生活していただくと。それがどんどん、どんどん介護予防なり重度化ができるような施策として、認知症の方々が集まるデイサービスですか、痴呆の方々の診療ですか、そういうこともやっていって家族でもできなくなるようでしたら、先ほど言われたように、足寄町でいいますと、小規模多機能ですか、通いがあったり泊まりがあったり、ヘルパーさん来ていただくというような複合的なサービスを家と施設で両方で混在してやっていると。それが困難になってきましたら、グループホームということで、その方々が自分の御自宅と同じように介護者の援助のもと、自分で料理をつくったり、自分で洗濯したり、可能であればですね、というような形で、日常機能を維持するような仕組みをしていただくような形で考えてます。

それぞれ家族なり本人なり、さまざまな状況ございますので、まずは役場のほうに御相談をいただき、それから専門の治療が必要なのか、家族の支援が必要なのかも含めた、状況によってはもう次の施設のほうにもひとつ飛びで行くというようなパターンもございまずと思うのですけれども、さまざまな方策を、すぐにできるものも施設が満員で入れないとかということがあれば、例えばショートステイということで一時期仮にまず何週間か何か月泊まっていたとというような形も考えられますので、そのような状況で対応させていただきます。

以上でございます。

済みません。

費用でございますが、所得がある方、その応分の負担ということで、例えばグループホームでしたら、過去は家賃というのはなかったのですけれども今は家賃として、相当額3万円とか4万円とかかかりまして、介護保険制度の介護費用が1割、所得によっては

2割。ことしの8月からは、400万円ぐらいの収入がある方は3割の負担という形で、所得に応じた負担がございます。

例えば、極端に言えば、年金生活だけの方、老齢福祉年金で80万円弱の方が生活、そういうような施設に入る必要がございましたら、減免、例えばグループホームでしたら減免ではなく家賃に補助をしますとか、あと低所得者の方の、ある施設で軽減をしたら町のほうでもその軽減の対して支援をしますとかという形で、お金がない人にはお金のないなりの負担をいただいて利用できると。極端に言えば、生活保護のような収入しかなければ、生活保護になっていただく、もしくは生活保護にならないまでぎりぎりの町の軽減をするような形で、お金がある方からは応益、ある方ない方、応益の負担をいただくという形で、低所得者の方にも十分配慮したサービスの提供を考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

やはり心の準備とお金の準備はしっかりとということだということだということがわかりました。

時間も押してまいりましたけれども、さっきのオレンジプランですよね。いわゆる国もあせっているのか知りませんが、オレンジプラン、何かさわやかなネーミングなのですけれども、かなり国も認知症に関しては困ってらっしゃるというあらわれなのでしょうけれども、内容的には見ると、どうも認知症は地方でお願いねということではないかと。地域の包括支援センター、お願いしますと、よろしくお願いしますというふうに聞こえるのですよね。もう地域任せ。借金だらけの国ですからね、そういう期待するの無理かもしれません。やはり期待できるとすれば、もう地域しかない。もう我々は足寄町しかない、足寄町に頼るしかないのではないかと、そういうふうに私は考えております。

しかし、日本中見渡して結構自治体頑張っ
てらっしゃるのですよね。すぐまちおこし
に認知症を利用しよう、利用しようというの
かわからないですけれどもね。そういうもの
をまちおこしに生かしていこうではないかと
いう、そういう地域があります。調べてみま
したら、和歌山県の御坊市というのは、これ
かなり認知症ではかなり先進的な地域だと思
うのですけれども。この名産はスターチス
という花なのです、スターチス。何という
のですか、そのままドライフラワーになる花
で、その花言葉は変わらぬ心、途絶えぬ記
憶、永久不変、いわゆる色があせないですか
らね、そのままドライフラワーになるような
花ですから、そういうこととして、認知症支
援のシンボルにしているのですよね。町のシ
ンボルに、その名産の花が担っているとい
うのはすばらしいなと思います。認知症、当
事者を主役と据えていろいろなことなさっ
ていると。まだまだたくさんありますよね。時
間もないのですけれども。これはどこかな。
これは新潟県の湯沢町ですね。アクション農
園倶楽部、最初は片手間に認知症の方集めて
ちょっと農作、農作業させようかなと、家族
の人大変だろうからちょっと離そうかなと
思っていたのが、それを出発点にして、家族
の方も農園に来るし、周りの方も来る。新潟
大学のお医者さんの研修医まで来て、一緒
になって畑をやるようになって、どんどん、ど
んどん、どんどんと盛り上がって広がって、
そして認知症町中で考えましょうという、こ
れもすばらしいなと。

もう一つこれすごいのは、ちょっと驚いた
のは、どこかな、これはちょっと驚きました
けれどもね、これ。徘徊ですよ。徘徊につ
いてなのですけれども、これは京都府の左京
区ですね、左京区SOSネットというのはす
ごいのですけれども、いわゆる徘徊する方、
外出することが当事者も楽しみや生きがいな
のではないかとということで、ある程度、何と
いうのですか、徘徊を許しながら、周りか
ら、周りでちょっとしっかり監視しようじゃ

ないかと。声かけ訓練とか、行方不明者
訓練とか、バスの運転手さんとかタクシー
会社の方、それから警察も一緒になって取り
組んで、そういうある程度、ちょっと怖いの
かもしれないですけれども、やっぱり認知症
の方の自由、自由さ、そういうものを尊重し
ようではないかと取り組みをなされています。
いろいろ調べたら、たくさんあっておもしろ
いのですよね。

足寄も本当にいろいろなことをされている
のですけれども、こういうようなことを取り
込んでみたらどうかと。できないことばかり
考えても、先行かないですよ。だから、と
にかく一生懸命考えて知恵絞って、やってい
くのが認知症対策なのではないかなと。これ、
私はそういうふうに考えているわけですよ。
やはりここで一生懸命足寄町も知恵を
絞って、認知症の方の目線に立った、そうい
うふうなシステムを足寄町の中でつくり上げ
ていくと、笑顔の絶えないそんな町、ワンダ
ふるさとをぜひ町長にお願いして、あと5分
ですけれども、最期町長に一言といっても町
長長いですから、5分ぐらいいるのではない
かと。認知症対策に、町長の少しコメントを
いただきまして、私の一般質問を終わらせて
いただきます。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 今、高橋議員から
いろいろな全国の取り組みの事例も含めて、
いろいろお話をいただきました。

私自身も私の父親で認知症、この介護の大
変さ実感をして、首長になって以降、こ
の部分につきましては、もう私のまちづくり
の一つの中心的な課題で、どんな状態になっ
てもやっぱり自分の住みなれた町で暮らし続
けられるようなまちづくりをしたい、その
原点、ある意味原点ということで、ちょう
どすばらしい国保病院の院長先生、村上院
長先生お迎えすることができて、院長先生
の提案も含めて、やっぱり院長先生いわく
私は医者だから医療的なことは最大のこ
とやるよ、だけれども今の社会状況から
いったらやっぱり

医療だけではもう完結できないと。そこで出てきたのが医療・介護保険福祉の連携システムをつくり上げよう。そこで一番の原点はやっぱり住みなれた、やっぱりお年寄りの立場でいけばやっぱり住みなれた自分の家が一番。だからここを、在宅を基本に入れながらどういう仕組みづくりをしていくかということで始まったのが、この連携システムであります。そこで必要な施設ということで、まずは小規模多機能施設、それから認知症対応型のグループホーム、そしてもう一つは居住権のない一時住まい、長屋といているところですね。この三つを包括的に役場の庁舎の北側に建設をしたということで、これを今むすびれっじということであります。

介護必要なお父さん、お母さん、じいちゃん、ばあちゃんを抱えたことで一番大変というのは、やっぱり24時間一緒にいなかったらもう対応できない、この大変さということであります。私の父親は体が丈夫でしたから、俗に言う徘徊されました。ちょっともう目を離れたすきになくなってしまうということで、当時うちの、私の妻がいろいろなことを考えて、拠点拠点に知っている人に、もし見かけたらということで、拠点づくりをして、そんな対応をしたのですが、これがやっぱり今町の中で、かえるネットワークということで、それぞれの事業所さんにも協力をいただきながら、そういう仕組みづくりもできてます。ただここは、ここは家族の皆さん方の御理解いただかなかったら、要するに、事前に登録をしていただく。もしいなくなったと連絡が来たら、すぐそこに情報を流してこういう特徴のこういうおじいちゃん、誰々さん、おばあちゃん、こういうおばあちゃん、これをやっぱり浸透させていくことによって、仮に徘徊されてもスムーズに発見できるという、こういうことになるのかなと思っております。

やっぱりこのむすびれっじができたというのは、一番最大のやつは、民間施設にもデイサービスもありますけれども、やっぱり日中

はやっぱりそういうデイサービスに通って、やっぱりいろいろなたくさんの人といろいろな軽スポーツも含めたり、いろいろなやっぱりおしゃべりすることが一番あれなのですよね。日中はそこで楽しく過ごしていただいて、時間外になればおうちへ帰って家族の人と夜は過ごす。そしてまた次の日はまた、これ毎日になれば一番いいのですけれども、なかなか制限あって週3回だとか、そういうことになるのですけれども、そういう積み重ねだろうなというふうに思っています。

よく私は、老人クラブや何かにも、敬老会でも言われるのですけれども、皆さん方、よく子供に言うのですけれども、引きこもりになってませんかというのですね。ですから、やっぱりデイサービスでもいいし、何でもいいからやっぱり用事をつくって外に出る、そして刺激を受けるということが大切ですという、こんなお話をさせていただいております。

今現在、いろいろ着々と進めてますけれども、完成したというふうには全く思っておりません。この前も院長先生ともお話ししているのですが、特別養護老人ホーム今現在直営で56床持ってますけれども、私が首長に就任したときには、待機者というのは百四、五十名いました。今現在、特養の入所基準も国のほうで変わりました、介護度3以上の人ということになりました。やっぱり当時は将来に備えて、あらかじめ申し込んでおくという人もいました。今は待機者実際は30名ぐらいですかね。大分減ってきてます。院長先生と話しているのは、執行方針でも申し上げましたけれども、これからの高齢者の方、体は大丈夫だけれども、やっぱり残念ながら認知症になる方がまだまだふえてしまうのではないのか。そこで、できればグループホーム、まだ2ユニットぐらい必要だというふうに認識してますけれども。ここで今問題にぶつかっているのは、ではそれに対応していただく現場の介護職員の方、これがなかなか集まらないというのが、これはもう全国各地で起

きてますから、そこら辺の条件整備を図りながら、できるだけ早く、まずは認知症対応のグループホームをつくっていききたいなど、こんなふうに考えてます。

いずれにしても、それぞれ議員各位の皆さん方の御指導もいただきながら、やっぱりどんな状態になっても、この住みなれた足寄町で住み続けられるような条件づくり、これからも追求していききたいなというふうに考えてますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 時間になりましたので、9番高橋健一君の一般質問をここで終えます。

次に、4番 木村明雄君。

（4番木村明雄君 登壇）

○4番（木村明雄君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、足寄町有害鳥獣被害対策と鹿肉有効利用について、質問をいたします。

我が町は昭和後期から平成初期にかけ、農業被害額が増大し、そのころの被害額は年間1億7,000万円にもなり、熊、エゾシカの捕獲頭数は1,600頭にも上がりました。

そこで平成8年、上足寄牧柵利用管理組合を設立し、発足、上足寄地区を振り出しに農業生産体制強化推進対策事業、畜産再編総合対策事業、中山間地域農村活性化総合整備事業等、あらゆる事業を展開し、足寄町全域にエゾシカ防護柵を張り、平成22年度にエゾシカ防護柵、町内総延長距離694.9キロを完成いたしました。補助金、個人負担金を合算し、総事業費21億円以上にもなります。私も、これでやっと農業被害がなくなるのではないかと、そう考えておりましたが、町内関係機関の皆さんは、農業、林業において、今日までさまざまな苦勞をされて、全力で有害鳥獣被害対策強化に取り組んでこられたことと考えます。

そこで、農業最盛期のころから比べ、現在

被害額は、捕獲頭数について年々減少傾向にあるのか、または終息に向かっているのか、お伺いをいたします。

2点目に関して、現在廃止をしておりますが、今から十数年前、他の町村よりもいち早く足寄町は鹿肉有効利用、活用を図り、動物屠殺場も整備し、鹿肉ジビエにおいても道内外にホテルまたは旅館に食肉とし卸し、好評だったと聞いております。我が町は現在でも、熊、エゾシカ、捕獲数は1,300頭にもなり、これら予算計上し、残滓の始末をしているのは余りにももったいない気がいたします。

現在国においても、道としても、熊肉、鹿肉、ジビエについては有効利用を勧めております。そこで町としては昔のように鹿肉の販売管理はできないとは考えますが、今後、個人または団体等で、よい肉は食卓に、枝肉はペットフードにと加工する企業があれば、それがよいわけでありますが、これらについて町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 木村議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の有害鳥獣による農業の被害額は、平成22年度が1億3,300万円、平成23年度が約1億2,900万円、平成24年度が約1億2,000万円、平成25年度が約1億2,400万円、平成26年度が約1億1,100万円、平成27年度が約1億1,400万円、平成28年度では約1億200万円と、減少傾向にはなっているというふうには思っております。

またエゾシカの捕獲頭数は、平成22年度が1,353頭、平成23年度が1,483頭、平成24年度が1,555頭、平成25年度が1,474頭、平成26年度が1,549頭、平成27年度が1,544頭、平成28年度が1,279頭の駆除を実施しておりますが、終息傾向ではないというふうに思っております。

2点目の鹿肉の有効活用であります

員仰せのとおり、町主体の鹿肉販売については、平成7年にエゾシカの有効活用の事業推進を図るために、エゾシカ解体処理加工施設の設置を行い、販売を行っていましたが、平成15年に野性鳥獣の肉に関して、安全・安心の観点から、検査体制が整わない事案が発生しまして、平成16年度第1回定例会で、エゾシカ有効活用事業特別会計条例及び基金条例の廃止が可決されており、事業の再開は考えておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

今後、エゾシカ肉の有効活用に関する個人、企業があらわれた場合には、協力をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番。

○4番（木村明雄君） それでは、次の質問をいたします。

先日3月13日、十勝毎日新聞、16年度管内エゾシカ被害4年連続減、4億8,000万円、足寄1億円超と大きな見出しで1面に掲載されておりました。ここで管内4億8,000万円の被害額に対し、近隣町村別では更別300万円、本別2,500万円、陸別1,500万円、浦幌が1,000万円、足寄は1億2,000万円。このところ、被害額が少なくなってきたとはいえ、毎年断トツに被害額が多いのは何が原因なのか。どうすればこれを抑えられることができるのか、その辺について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） なぜこのように1億近い農業被害がずっと発生するのかということでもありますけれども、先ほど木村町議がおっしゃっているように、平成8年度から平成22年度までに694キロのほど鹿柵を設置させて、事業として設置させていただきました。ですけれども、まだ部分的なところ

でいくと、芽登の奥、旭ヶ丘のほう含めて、あと一部市街地の一部ということで、まだ完全に鹿柵が設置されているわけでもありません。また、個体的には減っているかも、うちのほうも駆除は毎年1,500程度駆除はしているものの、それに近い、また繁殖能力も高いということもありますので、そういった面ではうちのほうの農作物等に伴う山間部、これからの侵入、これが多いのではないかとということで、まずそこを徹底的に防止できないというのが、まず1点目に被害がまだ継続して大きく出ているのかなということで考えていることと、また今言われたように、駆除のほうも、駆除もこれ先ほど各町村の被害があったというふうな話をしているのですけれども、うちも足寄町の捕獲頭数というか、駆除頭数、これも正直言って断トツでございませぬ。一生懸命とっているのですけれども、追いつかないというような状況なので、今後猟友会を通してながらどういった方向で駆除体制もしくは、実際問題上足寄地区のほうでは鹿柵を設置されておられませんので、そっこのほうの今後どのような協議をしていくか、いろいろとさまざまあると思うのですけれども、その辺を時間をかかるかもしれないけれども、そういう形の中で、少しでも前進できるような方向でいければ被害額も多少まだ減ってくるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） わかりました。

それでは次の質問をいたします。

捕獲申告方法変更について。

これについては、ことしからエゾシカの捕獲した申告方法が変更になったと聞いております。これはどのように、いつからどのように変わるのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） いわゆる捕獲するときの、今までは鹿のしっぽをとってきて、それと本人と写真を撮ってということ

で、来ていたわけなのですけれども、4月1日以降なのですけれども、まず一人で行った場合、これについては鹿に、鹿自体の個体に番号ですか、番号をスプレーか何かで印つけて、それを写真に撮るといふ、日付も入れて写真を撮ると。複数で行けば、その捕獲した本人とその個体と一緒に写真を撮るといふ形で聞いております。

これについては、2月の中旬だと思っておりますけれども、捕獲の、何といふのかな、申請といふかといった証拠といふ形の中で、猟友会の方々にも一応説明はさせていただいて、その中でも困難な場合は、こういうこともあるかといふこともお聞きはしているのですけれども、いずれにしても実は北海道もしくは本州の一部ちょっと補助金の不正絡みのことがあって、それがきっかけとなって、きちんとした駆除に伴う写真徹底といふことを言われ始めましたので、その辺については一応猟友会、町のほうもこれから指示をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） ここで、やはり今までのやっていたことが一番、私はだよ、よかったのかなといふ気がするわけなのですよね。というのは、これはハンターもやはりそんな面倒くさいようなことするのだったらこんなものやりたくないわといふような、やる気をなくすようなことでは困るのではないのかなと、そんな気がいたします。

それでは、次の質問をいたします。

禁猟または保護区について、エゾシカについては毎年多くの農業被害、林業被害の中、1頭でも減らさなければならないと関係者が全力で努力をしているところでありますが、新町の北側に73ヘクタール、九州大学演習林に3,700ヘクタール、芽登地区に991ヘクタール、面積は定かではありませんが、平和の自衛隊施設、敷地内にもあると思っております。そんな中で、約5,000ヘクタール以上の禁猟または保護区があるわけであり

ますが、現在規制緩和になっているのかどうか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 今、木村町議が言われたように、四つですね、新町、九州大学、芽登、あと平和の自衛隊周辺ということで、保護区の規制はどういうふうになっているのかといふことの御質問だと思うのですけれども。まず新町についてなのですけれども、新町についての鳥獣保護区につきましては、北海道と協議を行った結果、解除になって駆除できるというふうな話を聞いております。九州大学の部分については、過去には必要に応じて駆除をしている経過がございました。直近では、駆除はしている状況ではなさそうです。あと、芽登の保護区なのですけれども、芽登の保護区については恐らくこれ国有林内ではないかといふことを想定して、国有林ですか、国有林内だといふことで、国有林内でいけば、一般狩猟は対象となっているというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） これについても、片一方ではやはり1頭でもとらなければならないという形の中で、皆さんが真剣に頑張っている中で、そこに逃げ込まれてしまったら、もう後は手出しができないのだといふようなことで、ふえていく可能性だつてあるということをお私に考えるわけですよ。これについても規制緩和をしてもらうために、働きかけをしていただきたいと、そんなふう思っているところでございます。

次に、新人ハンターの育成。

ハンターの高齢化が進み、30年ほど前から比較して3分の1のハンターになったのではないかと。3分の1の減少になったのではないかといふようなことを聞いております。今後どのような対策を講じるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 若手ハンター育

成もしくは高齢化に伴う減少、これをどう対策をしていくかということですね。わかりました。

若手ハンターというか、狩猟免許の講習会とかそういったことに対しては、町の補助金も、助成ですね、受講料に対する助成を行っていたり、新人ハンターの育成ということで、登録費用、この費用も一部助成をしております。また、会員を減らさないような努力ということで、仲間に声をかけながら狩猟免許取得できないかということで、若手等に相談をしているわけなのですけれども、正直現実的には若手ハンターというのは、日中仕事をしておりますし、休みのときしか出動できないというか、出ていけないという、そういったこともあったり、やっぱりそういった面で、恐らくいけば60歳以上の方がふえて、になってしまうのかなということでも、我々ちょっと担当のほうとも一部話してはいます。

それと、現在うちのほうは69名のハンターの方がいらっしゃいます。大体年齢的にも平均をすれば、五十五、六歳、一番上は90近い方もいらっしゃいます。ですけれども、その中でも皆さん、自分の任務的に、確かに体は疲れてくるけれども、それはそれとして駆除に対して積極的に動いていただいたり、ほかの町村の、ほかの町村はうちよりまだまだ少ないわけなのですけれども、そういった中で猟友会を含めていろいろな会議とか、打ち合わせをする段階では、本来は若手欲しいよと言ってはいるものの、今いる人数ですか、人数的にも不足はしてないというか、これで用を足りているのではないかなという話もしておりますので、その辺については御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは、次の質問をいたします。

わなについてなわけなのですけれども、囲

いわな、それからくくりわな、それから箱わなについて、実施はしているのだと思います。

そこで、このわなの数をそれぞれに伺いたいことと、またこれは自分の持ち物なのか、または猟友会もしくは町の持ち物なのか、その辺について、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） わな等というか、くくりわな、囲いわな、箱わなの実施状況だと思うのですけれども、個数については全部で204基ありまして、くくりわな、箱わな、熊用として19基、申しわけありません、間違えました。全体的な把握として、くくりわなの個数は204基です。204基を購入しております。個人の持ち物かということにつきましては、これは有害鳥獣被害対策協議会で補助金で購入したもので、個人のものではなく、そこから貸し出しをしているということでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） ここで、くくりわなが204個あるということですが、ここで、これ貸し出しだということですよ。それであれば、また何らかの事情で、これ皆さんに振り分けているのだと思うのですけれども、忙しいとかどうかで、かけることができないというか、かけない人もいるということになってくると、これは遊びわなが生じてくるのではないかとことを考えるわけなのですよね。

そこで、やはり遊びのない有効利用を図るために、これを連絡をとり合いながら、何とかなかな、回しながら、これを利用しているのかどうか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 要は、これだけの数があるから有効に利用してはどうかということで質問だと思うのですけれども。足寄町役場にはこれだけの数の204基のわなが

ありますよという形の中での、何というか、ハンターさんとか地域の方々含めて呼びかけはしています。

現状の中の活用につきましては、エゾシカ研究会、この方々とかそういった形の中でも貸し出し中ということで、今議員おっしゃっているように、まだ使いたいよという形の中で申し出があれば、それは随時貸していきましますよということで考えておりますので、ただし、やっぱりかかってもそれを以降どうやって退治していくのかというか、処理していくのかということもあるので、その辺についてはいろいろと課題も残っておりますけれども、一応貸し出しはきちんとしますという呼びかけはしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは、次の質問をいたします。

これについては、キツネ、タヌキについてなわけなのですが、タヌキについては平成26年から捕獲実施をしておりますが、今後について、既にアライグマも十勝管内に入ってきていると聞いております。我が町に入るのも、これは時間の問題ではないのかという考えをしておりますが、このアライグマについて捕獲検討なされているのかどうか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 現在、本町でのアライグマの生息確認はありません。隣の本別のほうでは出たという情報は入っております。我が町、本町にもあらわれたというか、アライグマが生息確認できればその旨駆除を実施する考えでありますので、御理解願います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは4番、ここでよい肉は食卓に、枝肉はペットフードにと加工する企業があらわれてほしいわけなのだけれども、あらわれたとしたならば、これ足

寄町として助成が、助成をしながら進められるのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） エゾシカ肉を有効に活用した、するような、そういう企業があれば、助成ができるのかどうか、支援ができるのかどうかというような御質問だと思いますけれども、事業の内容がどんなのかというところから、まず始まるのかなというように思っております。事業の内容によって支援できるもの、できないものがあるのかなというぐあいにも思っておりますので、実際にそういう企業の方があらわれた場合、そういったときには十分御相談をさせていただきたいというぐあいに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは、ここでもう一つ質問をしたいと思います。

今回の3月の8日から9日にかけて、爆弾低気圧というのか、低気圧があったわけなのですが、これについて、やはり鹿柵についても相当傷んでいるのではないかと思うわけなのです。これについて把握はしているのかどうか、そしてまたこれから先に向けて、傷んでいるところを把握をして早急な形の中で、農耕期、それから繁忙期がもう控えているということの中から、これ早急にやっていただきたいと思うわけなのだけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 先ほど以来、行政報告、町長のほうからさせていただいた点の中に、ちょっと触れてなかったのですが、鹿柵も実は農協のほうで委託調査かけてます。今現在やっぱり雪があつて行けないところも多々多いということで、4月以降の調査を行って、原因究明含めて行って、どれだけの被害額になるか、その辺を調べさせて

いただいて、その結果簡単に応急できるものについては随時していただきたいのですけれども、そうでないものについては6月の補正で計上させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願います。

○議長（吉田敏男君） はい。

○4番（木村明雄君） わかりました。

それでは、時間が来たということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、4番木村明雄君の一般質問を終えます。

次に、7番 田利正文君。

（7番田利正文君 登壇）

○7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って、一般質問を2点にわたって行いたいと思います。

まず1点目、国保病院待合室に談話兼休憩スペースの設置をということであります。

国保病院待合室の椅子で、患者輸送バスで来られた方でしょうか。膝を組み、その上に弁当を乗せて食べている方を見かけて思ったのですが、国立病院機構帯広病院、厚生病院にもコーヒーやお茶を飲みながら昼食もできるコーナーがあります。むろん大きな病院ですから、売店、自動販売機等がありますが、我が町の病院でもちょっとした囲いと机、椅子があればと思いました。水とお湯の入ったポットを一つずつ置ける程度の机があれば、顔見知りの方々がお茶を飲みながら談話できる、そんなスペースを確保することができないでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 田利議員の一般質問にお答えをいたします。

国保病院待合室に談話兼休憩スペースの設置をとの御質問ですが、国保病院待合室には来院された患者さんが受け付けや治療費の支払いをされたり、これから診察を受ける患者さんのため、複数の椅子が設置されております。

また、患者輸送バス等を待つ患者さんのために、玄関前の自動販売機前に二、三畳程度の小上がり型ソファを2台設置しております。

院内の飲食については、特に禁止しているわけではございませんので、一部の椅子と椅子の間にあるサイドテーブルを利用されたり、あるいは小上がり型ソファを利用されている患者さんが見受けられております。

議員仰せの国立病院機構帯広病院や帯広厚生病院にあるコーヒーやお茶を飲みながら昼食できるコーナーについては、いずれも受付窓口や診察室から離れた場所にあるか、壁等により仕切られている場所に設置されているものと認識をしております。

待合室に囲いを設置することは、患者さんの急変等を把握することが困難になるなど、安全対策上支障があるほか、病院には感染症の患者さんも多く来院されることから、談話兼休憩スペースのある場所も受付窓口や診察室から離れていることが望ましいと考えております。

したがって、待合室に談話兼休憩スペースを設置することは、現状においては困難でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、国保病院待合室に談話兼休憩スペースの設置に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番。

○7番（田利正文君） 設置は無理だということがわかりましたけれども、正面の壁のところに向けて周りを書庫で囲ってやるというのは、それでも不可能というふうに、範疇に入ってしまうのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

ただいまの正面の壁のところということでございますが、うちの病院は曲面というか、ガラス張りの病院なのです。ガラス張りということで、外からの見通し、中からの見通しもいいということで、その壁の部分を塞ぐとい

うことはその見通しが見つからないという部分と、あとやはりうちの病院につきましては、構造上やはり待合室兼休憩場所ですか、そこに要するにそういったものを、造作物をつくるということは、安全対策上も非常に支障になるということで、これにつきましてはこの御質問があったときに、当院の院長のほうとお話をさせていただきまして、ちょっと当院では難しいという結論に達しましたので、こういった御答弁をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） わかりました。

眼科コーナーの診察口に立っている女性の方いらっしゃいますよね。あの方が一番見られているのかなという感じがするのですよね。来られる患者さんの動向と伺いますか。あの方の目線から見て、この辺ならこういうことできるのかなというふうに私はちょっと思ったものですから、そういう提案をさせていただいたのですけれども、わかりました。

次に移りたいと思います。

2点目行きます。

マイナンバー制度の運用についてであります。

マイナンバー制度が導入されてから、個人番号の漏えい問題であったり、問題点もいろいろ指摘されているところですが、もともとこの制度は国民の必要性から出発したものではありません。

私は以前の一般質問で、この制度は町民にとって百害あって一利なしと考えている。政府が目標としていたクレジットカード、キャッシュカード、診察券、健康保険証、薬手帳、運転免許証、医師免許、教員免許との一体化、学歴証明等々が1枚のカードに入ることにより、①情報は集積されればされるほど利用価値が高まり、攻撃を受ける可能性が高くなる。②一度漏れた情報は流通売買され、取り返しのつかないことになる。③意図

的に情報を盗み、売ろうとする人間が出てくる。④100%情報漏えいを防ぐシステムをつくることは不可能と述べましたが、不安は大きくなってきていると思います。

以下の2点について、伺います。

一つ、役場では毎年住民税特別徴収課税決定通知書を事業者に送っていると思いますが、全国的に誤送付が相次ぎ、情報漏えいが問題となったため、総務省は地方税法施行規則の一部を改正する省令の中で、当分の間、市町村長は特別徴収義務者に特別徴収義務者用通知書の交付を行うときは、個人番号及び個人番号または法人番号の欄は記載しないこととするとの通知がされていると思いますが、足寄の場合はどうなっているでしょうか。

二つ目、全国商工団体連合会や全国中小企業者団体連絡会が毎年各省庁と交渉して、番号が記載されていなくても書類は受け取る。従業員、事業者にも不利益はない。これは内閣府です。番号未記入でも受理、罰則や不利益はない。国税庁。番号の記載がなくても受理する。罰則や不利益はない。厚生労働省との回答を得ています。

過去に、私の一般質問に対する答弁で、法律が施行されていますし、通知カードをお持ちになって各種手続きをしていただきたいというのが基本的な姿勢です。しかしながら、せっかく窓口に来られた住民の方に御不便をかけるわけにはまいりませんので、その場合は通知カードをお持ちにならなくても手続きが済むような措置をとりたいと考えておりますと、このように言っていますが、現在の対応はどうなっているでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） マイナンバー制度の運用についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の特別徴収義務者に特別徴収義務者用通知書の交付を行うときは、個人番号及び個人番号または法人番号の欄は記載しないこととするとの通知に対する対応についてであ

りますが、地方税法等の規定により、平成29年度分の町・道民税特別徴収税額決定通知書からマイナンバーの記載をしておりましたが、地方税法施行規則の一部を改正する省令が昨年12月26日に交付されたことに伴い、同日付で総務省自治税務局市町村税課長通知が発出されたことから、本町においても平成30年度以降の年度分の書面により送付する決定通知書から個人番号及び個人番号または法人番号の欄には記載しない取り扱いといたします。

2点目の各種手続のため、マイナンバー通知カード等を持参しなかった場合の現在の対応についてであります。マイナンバーの記載が必要となる申請や届出等のため、窓口に来られた方に対しては、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードをお持ちであるかの確認をさせていただいております。しかし、申請者等が通知カード等を持参せず自身のマイナンバーがわからない場合には、御本人であることの確認とこちらでマイナンバーを調べることの承諾を得た上で、担当職員が記載をしております。また、次回申請等で窓口に来られる際には、通知カード等を御持参いただくようお願いをしております。

今後におきましても、マイナンバーの記載が必要な申請等を行う際は、通知カード等を御持参いただくことについて、広報誌等により町民の皆様へ周知を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 1点目の関係であります。事業者へ通知書を発送する場合に、足寄町は簡易書留あるいは普通郵便、どちらで送っているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（松野 孝君） 昨年からの通知のほうお送りして、マイナンバーを記載して送付したのですが、送付方法につきましては

簡易書留で送付してございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 昨年度の上半期だけで273件の漏えいがあったというのですね。そのうちの半分が誤送付だというのです。そういった関係があつて、なおかつ各団体、特に中小企業団体が政府との交渉の中で最終的には省令の通知ですか、ということに至ったのだというふうに私は思うのですけれども、そんなことでぜひ多くの皆さんに知っておいてほしいなというのが一つです。

2点目のほうに入っていきます。

現在、足寄町でマイナンバーカードの交付数、率がわかるでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 2月末、本年の2末日現在の数字でございますが、足寄町民に交付いたしましたマイナンバーカードの数は588枚でございます。交付率といたしましては8.3%でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 全国の交付数が、これちょっと古いのかな、昨年3月ぐらいかと思うのですけれども、1,071万7,919枚、人口に対する交付率は8.4%ぐらいだったと思うのですけれども、多分足寄とは似たようなものですね。そんな感じになっていると思うのです。それで、私冒頭に言いましたように、これが本当にもっともいろいろな情報が集積されていくと、大変なことになるなというふうに思いがあるものですから聞いているわけなのですけれども、2つ目の中でなのですが、2017年の10月に法務省の法制審議会戸籍部会で、戸籍事務にマイナンバー制度を導入するということを検討を始めました。それに対して、日本弁護士連合会がことしの1月ですね、ことしの1月に国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、戸籍制度の合理化、効率化や電子化の検討は必要であるとしても、その実現のためには個人番号、マイナンバーですね、と

の戸籍情報をひもづけする必要はなく、プライバシー侵害の危険性が高くなる。または、費用対効果の観点から疑問があると、疑問でない、問題があるとして、戸籍情報と個人番号はひもづけしないように求めるという趣旨の意見書を出しています。その中で、清水勉という弁護士がこのマイナンバーにかかわっているいろいろな全国あちこちで講演をやったり、コンサルをやっているのですけれども、その方いわく弁護士業務の中で、相続なんていう事件がありますね。そのときにはずっとさかのぼらなくてはだめですね。そしたら、マイナンバーカードができる以前に亡くなった人の、今番号がついてないのですね。そしたらそれを調べられないのですね。だから、弁護士とすればマイナンバーカードが戸籍にひもづけされたら、弁護士業務がスムーズにはかどるかと思っただけかどらないということだそうです。日常的にはそういう事例があったときには、半年から1年調べるのにかかるのだそうですね。それがスムーズにいくかといったらいかないということだそうですので、これまた問題だなというふうに思うのですね。しかも戸籍となると住民票と違いまして、結婚から出産から離婚あるいは養子縁組からいろいろ出てきますよね。遺産相続までも出てきますので、そんなものが全部漏れてしまうと。あるいは一生懸命集めている人がいるかもしれないというふうに、この弁護士の方は言うておりました。そんなことも含めて考えると、すごい大変なことだというふうに思っています。

それで、ちょっと時間早くて、いいですか、早くても。最後にこういう戸籍事務にマイナンバーカードをひもづけするというようなことについては、もちろん行政の長としては反対ですとは言えないでしょうけれども、町長の見解として述べられる範囲で結構ですけれども、町長の見解を聞いて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 私に対するという

ことですから、お答えをしたいというふうに思います。

首長という立場では、法が整備されれば当然それに従わなくてはいけないというのが、これは義務としてあるわけでありますから、そういう形にならざるを得ないというふうに思っています。

もともとこのマイナンバー制度というのは物すごい歴史を背負っておりまして、これはどちらかというと、国民の方、町民の方が必要だからやってくれという、こういうことではなくて、むしろ私どもの側といいますか、行政の側から本当にいろいろな情報が一つに集約されれば、ある意味簡単なのですよ。ただ一方で、この間ずっと長い歴史を背負っている中では、やっぱり議員仰せのとおり、情報が外に漏れてしまうのではないのかと、個人情報の問題ですよ。そういうことが懸念されて今日までずっといろいろな国会でも議論されてきて、ところが結果として法制化がされたということですから、これはそういう形で、ついことしに入ってからですかね。総務大臣のほうからも、先ほどのカードの発行枚数がえらく少ない。もっと積極的にやってくれと直接、これ全国首長宛てに総務大臣からもそんな通知も来ているというようなことであります。

この程度しかお答えにできないわけでありませうけれども、そんな状況であるということをお理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。いいですよ。

○7番（田利正文君） 聞き漏らしたのですけれども、前回のときに聞いたのですけれども、住基カードがありましたよね。あのときに、足寄町役場の職員の方、住基カードどのくらい取得しましたかと聞いたのですけれども、つかんでなかったのですよね。今回のマイナンバーカードはどうでしょうか。役場職員の方の交付率といいますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 職員のマイナンバーカードどれだけ交付されているのかというところでございますけれども、これについても職員がどのくらい交付を受けているのかといった部分については把握はしてございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 済みませんね、終わる、終わると言いながら。（議長「時間まだありますから、いいですよ」と呼ぶ）

把握しない理由とは何でしょうか。前回の住基カードのときもそうでしたけれども、把握してない理由というのは。特別する必要もないからというのならそれまでですけども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

今田利議員がおっしゃられたように、特に役場の職員が何枚、何人ですかね、何人マイナンバーカードを交付したのかとかいうのを把握しなければならぬという特段必要性がないというところがございますので、特に把握はしてございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 前回の住基カードのときもそうでしたけれども、NTTですとか、あれをカードをつくらしている大手会社ですよ。結局もうからなかったのです。それで、その二の轍は踏んではならないということで、今度はマイナンバーカードは何としてもやりたいというふうに言っているようですが、それで今先ほどの町長にありましたように、直接各自治体にもぜひ発行を促してくれという督促というか要請というか、あったのではないかと思うのです。だから今度は国も各公務員に対して、公務員の80%近くまでとか取得させようというふうに思っているようですが、そんなことも含めて町にも要請が来たのではないかと、も

ちろんそれがどの程度の効果があるのかどうかというのはちょっとわかりませんが、そんなことも含めてもう一度だけ、町長のほうからいただければ。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 現実問題としては、全ての国民に番号が振られたのはこれ事実であります。ただカードを、カードとして発行してもらうのかどうかというのは、これはあくまでも個人の考え方ですから。これ役場職員といえども町長の立場から、職員の皆さん、全員がカードを取得しなければだめだよなんてことはこれは言えることではありませんので、それはもう本人の選択に任せたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（吉田敏男君） これにて、7番田利正文君の一般質問を終わります。

ちょっと区切りが悪いものですから、ここで、暫時休憩をいたします。

1時から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、8番 高道洋子君。

（8番高道洋子君 登壇）

○8番（高道洋子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問事項は、食品ロスの取り組みについてでございます。

食品ロスとは、まだ食べられる状態の祝品が捨てられてしまうことを言います。日本の食品廃棄物は、年間2万7,097万トンにも上り、そのうち約23%の632万トンが食品ロスであると言われております。そして、この食品ロスの半分は事業者から出てお

り、残り半分は家庭から出ていると言われております。

国は食品会社等と協力して、食品ロスの削減に取り組んでいますが、大きな成果は上がっていないのが現状であり、その原因として、削減目標がないことが指摘されているところです。

目標の検討に当たっては、いつまでに、どれだけの食品ロスを減らすかを数値で示すとともに、目標達成へ向けた具体策が欠かせません。

ある自治体では、2020年までに食品ロスの発生ピーク時2006年から半減させるとして、家庭で食材を無駄にしないための啓発活動などを展開しております。具体的には、家庭で出た食品ロスが、標準的な4人家族で年間6万5,000円の負担になるという独自の試算を示すことで、住民が食品ロスに関心を持ってもらうよう工夫がなされているところです。

国の第3次食育推進基本計画では、食品ロスの削減のために何らかの行動をしている人をふやすことを柱としています。そのポイントの一つ、子供たちのもったいない精神を呼び起こすことにあり、子供がやる気になってくれば、家族への波及効果も期待できると言われています。

食品ロスの取り組みは、国の役割はもちろんですが、自治体独自の取り組みも重要であると考えますが、足寄町では食品ロスについて、町民や事業者に対しどのような啓発や取り組みがなされているのか。また、学校教育において、子供たちにどのような教育がなされているのかについて、お伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高道議員の食品ロスの取り組みについての一般質問にお答えをいたします。

現在、国では第3次食育推進基本計画を策定し、五つの重点課題を定めて食育を推進しています。

食品ロスはその重点課題の一つである食の

循環や環境を意識した食育の推進の項目に明記され、議員仰せのとおり、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民をふやすことが目標として定められているところであります。

食品ロスについて、町民や事業者に対し、どのような啓発や取り組みがなされているのかとの御質問であります。これまでのところ、食品ロス削減に関して足寄町独自の啓発や取り組みは行っておりませんでした。このたび策定しました足寄町食育計画におきまして、食品ロスの削減を町民が取り組むべき課題と位置づけており、今後具体的な検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

これまでも食育の取り組みの一環として、食べ物を大切にす、命を無駄にしないという意識を持っていただけるような一般的な啓発は行ってきましたが、より食品ロス削減を意識した取り組みについて検討を進めたいと考えています。

現在、消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省において、飲食店等における食べ残し対策に取り組むに当たっての留意事項が作成され、食品ロス削減の取り組みを全国で広げようとしており、また北海道において11月から1月にかけて、宴会時の食べ切りキャンペーンを実施していることから、足寄町におきましても、今後、国や道と連動した取り組みを実施するなど、効果的な取り組みにつくまして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、学校教育において、どのような教育がなされているかにつきましては、教育委員会から答弁をしていただくことといたします。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 教育委員会から、高道議員の食品ロスの取り組みについての一般質問について答弁させていただきます。

きます。

学校教育において、子供たちにどのような教育がなされるかとの御質問ですが、食品ロスの内容とした教科単元はありません。しかし、小学校における家庭科、生活科、社会科や中学校における技術家庭科、小中学校における総合的な学習、特別活動の中で、食べ物を大切にする、命を無駄にしない学習を行っています。

例えば、家庭科の中では、調理実習において無駄のない食材の調理と残食を減らす学習をしています。総合的な学習における作物の栽培、収穫、調理や野外炊飯事業においても、食べ物を無駄にしないよう指導を徹底しています。小学校社会科の中では、食料自給率や地産地消について学び、食べ残しを減らそうという取り組みについて学んでいます。

食品ロス、食べ物を大切にする取り組みは、教育上非常に重要な課題であると認識しており、教育課程のさまざまな分野において学んでいます。これからも食育と連動して、食べ物を大切にする教育に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番。

○8番（高道洋子君） 食品ロス削減の重要性や必要性については、国民に少しずつ認知、浸透されつつあるものの、それはまだまだ限定的であり、また自治体や企業等に至っては、消極的な感が否めない状況の中にありました。しかしながら最近の食品ロス削減をめぐる国の動きとしましては、食品ロス削減の重要性に鑑み、食品ロス削減推進法の議員立法としての法制化が、今国会の成立を目指して与党推進のもと、野党との合意形成に向けて取り組まれていると伺っております。このことはまさに、国をあげて食品ロス削減を国民運動に結びつけていこうという強い決意のあらわれでもあったと言っても過言ではありません。この法律の骨子案のポイントは、七

つほどありますけれども、時間の関係で省略したいと思います。

これらのことを踏まえて、食品ロス削減についての再質問と提言をさせていただきたいと思います。

まず、国の第3次食育推進基本計画では、五つの重点課題があって、その4番目に食品ロスのことについて柱の一つとしてあげられております。私は、このたびこの食品ロス削減のことを質問するに当たって、この国の第3次食育基本計画を勉強いたしました。そしてそのときに、町のほうからついこの間、足寄町食育推進計画という冊子が配られまして、国との連動の中で、この推進計画の中に食育ロスのことが柱として取り組まれているのではないかということで、3回ほどこれを熟読いたしました。そして、本日、町長のほうから今このたびの足寄町の食育推進計画の中に、重点、一つであるということで意識をして食品ロスについて、町が取り組むべき課題と位置づけていると。食品ロスの削減を町が取り組むべき課題と、この中で位置づけておりますよという御答弁がありましたけれども、私はこれ3回読んだのですけれども、1章、2章、3章に分かれて目標となっておりますけれども、食品ロスという言葉がどこにも見受けられなかったのです。それでもなおかつ目を皿のようにして見ました結果、表紙に足寄という、足寄という最後に表紙紙の、ロスをなくしてどさんこ愛ということで、それは出てきました、そこだけが。この基本計画の中には、食品ロス削減ということは見受けられなかったのですけれども、どこでその項目が取り上げているのか、まず先にそれをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

食育ロスの関係で、推進計画のほうで具体的なものがどこに書かれて、掲載されているかという御質問でございますが、今回議員仰せのとおり、表紙のほうにロスをなくしてど

さんご愛ということで、食育のロス、食品ロスをこれから考えていこうということで、頭出しをしている段階で、先ほどの町長からの答弁にもありましたように、日々の食生活の中で食育を進める、その食育の中には当然地元産物の知識ですとか、敬愛ですとか、そういうのも含めて食べ物をいただく大切さということも理念的なもので述べてございまして、具体的な部分、数値目標で何を削減しようとか、具体的な取り組みでどうしようという部分は、先ほども答弁ございましたが、今後具体的な検討を進めてまいりますという段階でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 食品ロス削減についての意識と気持ちは十分あったけれども、明文化されてないという受け取り方でいいのでしょうか。

また、今後そのことについて具体的な検討を進めたいと考えているというところで、できればこの基本計画、推進計画の中に明文化して、食品ロスということが大事だということはこの計画書の中で訴えてほしかったなというふうに思っております。また何らかの形で、そういう取り組みもお願いしたいと思うところでございます。

では、再質問いたします。

先ほど町長の御答弁の中にも、今後国や道と連動した動きで効果を上げていきたいというお話がございましたけれども、全国に、全国レベルで、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会というのがございます。現在全国で233でしたか、そのぐらいの自治体がここへ、協議会に加入して、おいしい食べ物を適量で残さず食べ切る運動の趣旨に賛同する地方公共団体に、より広く全国区で食べ切り運動を推進し、食品ロスを削減することを目的に設立された自治体間のネットワークでございますが、この協議会には北海道はもちろんのこと管内自治体も既に複数自治体が加盟しておりますが、本町でも今後このロス

の取り組みを進めるに当たりまして、こういう大きな全国組織、加入すべきでないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） その団体から道を経由して、道が加入団体ということで、道を経由してこのようなキャンペーンをやっているということを11月ぐらいに周知がございまして、ことし、今年度も29年11月にこういうようなキャンペーンがあるということで、各宴会等をやるような団体ですとか、お店とかに周知していただきたいという形で依頼が来てます。

例えば、このキャンペーンでは、宴会のときの乾杯後の食事はきちっと皆さん最初に30分でも料理を楽しむ時間をとろうと。宴会が終わるとき、10分前には、残っているお皿を全部片づけていこうというような形で、非常にすばらしいキャンペーンだと思います。

具体的に、この団体に入る入らないというのはまた別に抜きにして、このような行動というのは非常にすばらしく、また住民で、全町民に広げていきたいと考えてます。

今、この団体に入ること、簡単に入る入らない、では入りましょうということも今簡単なのですが、きちっとその団体がどのような活動をしてどのような責任があるかという部分をしっかり調べた上で、加入の方向で検討していきたいと思っております。

役場のほうでも具体的な取り組みがこれからとって、ところございまして、所管もいろいろなところに広くまたがるかと思っております。福祉課では食育の観点からですし、学校教育もございまして、ごみの関係からだったら住民課、あと地場食品でしたら経済課とか、いろいろまたぎますので、そこら辺を含めて関係各課で協議して、また経済団体等もお話をしてしっかりとした形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 全道、全国の削減に向けての取り組みの例とか、それから成功例とか、それからいろいろな情報が、ノウハウ、それらがこのようにして自治体で取り組んで、こうやって成功しましたよとか、それから宴会などはそれは一つの方法なのでしょうけれども、そういう成果、そういう実績等をお互いに成果を共有できるというか、情報を共有できるというか、そういう面では、これから始まる足寄町にとっては、日本全国のそういう例を知ることが、情報として入手できるから、そういう意味ではいいのではないかなという、思っております。

また民間団体とか事業主さんに対する連携の仕方とか、協働のあり方、それらも協議会に入ることによって情報として入ってきますよということでもありますので、これから進める足寄町としてはぜひとも前向きに検討していただきたいと思うわけでございます。

それから、時間がございませんので、あと10分しかない。5月30日はごみゼロの日です。5.30ということで、ごみゼロという語呂合わせというか、そういうことで5月30日ごみの日ということになっておりますけれども、この5月30日という日を重く受けとめていただいて、足寄町でもいろいろなごみ削減戦略とかそういうことやっているのかもしれないけれども、食品ロスの観点からもこの削減を推進する上で、家庭から半分出るとということ、食品ロスがですね。事業体と家庭と、家庭からも半分出ますよということですので、5.30ごみの日に関連を持たせて、この日にいろいろなごみ削減や食品ロスのPRとか、それからキャンペーン、イベントとか、そういうことを実施して、家庭の人たちにキャンペーンやそういうことを通して、食品ロスのことを関心を持ってもらおうと、そういうようなイベント、キャンペーンについては、実施を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 議員御質問のご

みの日ですか、5月3日のキャンペーンのことについてですけれども、今のところ廃棄物、生ごみの削減について廃棄物関係で住民課が所管しておりますけれども、今現在のところ、キャンペーンをする予定はございません。ただ、今食品ロスのことでも問題になってございますので、福祉課等と協議いたしながら、それにつきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 前向きに検討して、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害用の備蓄品について伺ひたいと思ひます。災害備蓄品は役場の地下にたくさん貯蔵されておりますけれども、その物によつて何種類も、一度見学したこともありましたが、たくさんの種類とありました。この中で、賞味期限があるのですけれども、未利用の備蓄食品の有効活用という意味で、この観点からフードバンクというところへ寄附などしている自治体もあるように聞いておりますが、そういう検討は考えられないか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

防災備蓄食料のフードバンクへの寄附等の関係でございますけれども、現在のところ、防災備蓄食料は400人3日分、1,200食を目標に備蓄しております。今の備蓄率は50%ですので、その半分ぐらいが今倉庫にあるという状況でございますが、これまでのところ、大体その保存期限は3年から5年ぐらい、お米でしたら5年ぐらいですけれども、これまでに期限が到来したものににつきましては、期限が来る前に全て防災訓練や地域の防災訓練に提供するなどして、全く無駄は出しておりません。ロスは出しておりません。廃棄したりとか、どこかに寄贈したりというケースはございません。今後においても、そういった使用方法、防災訓練や自主防

災組織での自主的な防災訓練に提供させていただくとか、そういったことで使用していきたいとは考えておりますが、万が一それで使い切れなくて、無駄が出るような状況になりましたら、フードバンクを含めまして有効利用について検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） わかりました。利活用されていることを伺って安心いたしました。

しかし、こういう他町村というか、ほかの自治体では、まずはきのうの新聞でしたか、道新にあれですもね、他町村と総合振興局が音頭をとりながら余している自治体の備蓄品についても、お互いに提供し合うということが協議されているようにも聞いておりますので、いよいよ未利用備蓄品はないのかもしれませんが、もし万が一そういうときには、フードバンク等にも寄附して有効利用させていただきと、このように思います。

あと5分でございますけれども、あと学校給食とか特別養護老人ホームとか、それから病院とか、給食とか食べ物の残渣物ですね、どのぐらい食べ残しがあるのか伺いたかったのですが、時間が来ましたので、最後に町長に食品ロスに対する、足寄町はこれからスタートだと思っておりますけれども、強い決意ともしっかりもったいない精神をどうするかということで、コメントをいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私の年代でございますと、先ほどからこちらの答弁も含めて議員の話もそうですけれども、家庭から半分の食品がロス、いわゆる食べ残しですよね。僕の年代からいくと、やっぱりもったいないというのがあるものですから、つつい家の中であれしても残ったら私が大体始末するみたいな、こんな感じの部分もあるのですけれども。だから正直言って、この食品残、食べ残しがここまで、もっと言

えば法制化の動きまであるということ自体が、やっぱり社会全体でやっぱりそこところはしっかりと捉えて、対応しなければいけないことなのかな。一方で、考え方によれば、それだけ豊かになってきたのかなという、そんな思いもありますけれども。ただ、全く本当にもったいない無駄なことですから、本当に、そういう意味では、なかなかこれ特効薬というか即効性がある取り組みができるのかなという部分でいきますと、あんまり自信はないところでありますけれども、ただ本当に議員からも言われたとおり、例えば宴会の前にいろいろこう話しする前に、まずは一定の時間、まずは食べようよ。そして何か話をする議題があるのだとすれば、そこで議題で話をする。それでもなお残るとするのは、最近私がいろいろ宴会出るときには、いろいろなところで持ち帰りの、こういうやっかないのという、そんな話もするのですけれども、そんな形で余ったらもったいないわけですから、それは各家庭で持ち帰って、また家族にもお土産とまではなりません、ならないかもしれませんが、そんな取り組みを着実にしていくことが実効性上がることなのかなと、そんな思いをしておりますので、これから具体の、何ができるのかも含めて、課横断しながらどういう取り組みが実効性上がるのかなというようなことをまずは議論から始めたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） はい。

○8番（高道洋子君） 食品ロスは家計に負担をかける上、企業の利益率を下げる要因でもあり、ごみとして出されるものの処理費用は自治体の負担にもなります。焼却時の二酸化炭素の排出を考えると環境負荷を与えてもおり、あらゆる面でいいことはありません。

削減運動を全力で取り組んでいただきたいことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田敏男君） これにて、8番高道

洋子君の一般質問を終えます。

次に、2番 榊原深雪君。

(2番榊原深雪君 登壇)

○2番(榊原深雪君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

入浴施設つき保健センター設置の考えは。

保健センターの役割は、地域住民に対し、母子保健事業や成人・老人保健の拠点、あくまでも市町村レベルでの健康づくりの場であります。

対人サービスが基本となる。

地域における保健、医療、福祉にかかわるさまざまな施設が効果的に機能できるように、各施設との連携の拠点としての機能が求められる。

保健師がその中心となっている。

センター長は、医師である必要はないとなっています。

地域保健法の第18条、市町村は市町村保健センターを設置することができる。市町村保健センターは住民に対し、健康保険相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

19条では、国は予算の範囲内において、市町村に対し、市町村保健センターの設置に要する費用の一部を補助することができる。

20条、国は町村が市町村保健センターを整備しようとするときは、その整備が円満に実施されるように適切な配慮をするものとする。

そこで、次のことを伺います。

1、近隣市町村の保健センターの設置状況について。

2、赤ちゃんから高齢者まで、町民全ての健康維持増進するための保健センターについてのお考えは。

3、入浴施設を備えることにより、町民が集い、健康を維持する意識を向上させ、健康年齢の引き上げ、健康保険事業費の支出削減につながることにについて。

4、足寄町が保健センターを設置することの課題と問題点について。

○議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。

○町長(安久津勝彦君) 榊原議員の入浴施設つき保健センター設置の考え方についての一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の近隣市町村の保健センターの設置状況についてですが、隣接する本別町、陸別町及び上士幌町とも保健センター機能を有する施設を役場から離れた場所に設置しており、陸別町と上士幌町では保健センターに町営の公衆浴場が併設されております。

2点目の赤ちゃんから高齢者まで、町民全ての健康維持増進するための保健センターについての考えについてであります。住民に対し健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行う拠点施設として、保健センターは非常に有益な施設であると認識をしております。

平成16年に現在の庁舎を建設に当たって、当初の計画案は現庁舎西側に接続する形で検診ホール・診察室・栄養指導室及び更衣室等が配置された保健センターを整備するものであります。

当時は地方交付税の大幅削減、税源移譲の三位一体の改革を国が強力に推し進め、足寄町も非常に厳しい財政状況であり、少しでも事業費を圧縮する必要があったことや、小規模な検診等は役場庁舎の会議室で対応可能であり、町民センター大ホール等で多数の住民に集まっていただく検診等は1年に10回程度であり、住民サービス低下をさせずに対応可能である点等を、平成16年12月の町議会、全員協議会で御説明させていただき、施設規模と事業費を圧縮した縮小案に御理解をいただき、現庁舎が完成したところであります。

現在、健康相談や保健指導、健康診査等を役場庁舎や町民センターを会場に、住民の皆様にご不便をかけずに行っている現状や、役場庁舎内に福祉課があって、その福祉課のワンフロア内に保健・福祉・障害・介護予防・

介護等にかかわる保健師・管理栄養士・歯科衛生士・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・理学療法士・介護支援専門員及び事務職員等の多様な職種が日ごろから連携がとられている状況であることで、近年増加している複合的な課題や複雑な課題等を他課とも連携をとりながらスムーズに解決できている事例が多くなっており、職員が分散してしまう保健センターを整備する必要はないものと考えております。

次に3点目の入浴施設を備えることにより、町民が集い健康を維持する意識を向上させ、健康年齢の引き上げ、健康保険事業費の支出削減につながることにあります。入浴という行為にさまざまな効果があるものと認識しておりますが、入浴施設を備えることで、健康意識の向上や健康年齢の引き上げ、健康保険事業費の支出削減につながるという点について、確認することはできませんでした。

4点目の足寄町が保健センターを設置することの課題と問題点についてですが、2点目の質問でお答えしたとおり、現在のところ、保健センター設置の必要はないと認識しておりますが、もし仮に建設をする場合の課題や問題点をあげるとしたら、次のことが想定をされるところであります。建設費や建設する場所や財源の確保、保健と介護、福祉担当職員の密接な連携をどのように維持するか、保健センターが役場庁舎から離れたところに設置される場合、住民の利便性や窓口サービスの低下を招かないためのシステムづくりや設備投資、分散による職員増やランニングコストの増額等、多くのデメリットが想定できます。

また、昨年12月の第4回定例町議会におきまして、民間による入浴施設の整備が検討されている状況では、町による公衆浴場を設置する考えはなく、民間による整備が行われる際には、必要な支援を検討したいと回答しておりますとおり、民業を圧迫する可能性がある入浴施設を町が整備する考えはなく、また

保健センターについても、これまで述べさせていただいた理由から整備をする考えはありませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
2番。

○2番（榊原深雪君） 10日ほど前に健康寿命年齢について、都道府県別の順位が発表され、一番目に質問された高橋健一議員の中でもありましたけれども、寝たきりや認知症などによる要介護状態でなく、自分で生活できる年齢期間を健康寿命といたしますけれども、男性の1位は山梨で73.21歳、女性は愛知で76.32歳、北海道は男性25位で71.98歳、女性は45位で73.77歳となっております。上位の県では、従来治療のみに重点が置かれていた保健医療行政に、予防のための検診と健康増進を取り入れることに力を入れてきたようです。

国民は自分の健康は自分で守り、行政はそれをサポートする保健情報の提供、検診、施設の整備をしますとあります。予防にまさる治療なしといたします。生活習慣病、糖尿病ほか10項目が総医療費に約3兆7,848億円ある中、閉める割合は十数パーセントと約4,291億円とふえている状況です。

高齢化が進行していく中で、国民健康保険事業の保険の財政悪化が恒常的になっており、高額な国民健康保険税の掛金が町民の重荷になっているということです。私の周りからも多く聞かれます。とても負担になっていねと。

そこで、これらの課題に対して、福祉課においても職員を配置して、特定健診の受診率アップに懸命に取り組んでおられますが、個人の健康づくりに自治体を初め学校、地域、職場などで意識を持って応援していくことが重要な課題といえると思います。

さらなる問題解決に向けて、住民の健康と地方財政の観点からも入浴施設を整備することは必要なことと考えますがいかがでしょうか

か。

そして、私がこの質問に際して、北海道全道で、この入浴施設を利用した健康体操とかいろいろなところに取り組んでおられるところをたくさん見られました。それで、やはり家庭でのお風呂ではなかなかできないことを、こういう入浴施設があれば、健康体操とかにも取り組めるのかなと思って質問の中に入れたわけですが、現状としまして、足寄町では入浴施設がないということで、とても対応はむずびれっじのほうでしてすけれども、やはり声が多く、早くお風呂を、施設が欲しいという声が聞いております。そして近隣市町村の状況を見ますと、とても作りがよくて、陸別町さんの、私、昔、銀河線の活動していたときに、汗びっしょりになってさっと入ったのですけれども、とても小ぢんまりとして作りがいい施設でありました。

そういうところで、足寄町でもお風呂が何で必要かといったら、里見が丘、今一生懸命整備されておりますけれども、キャンプ場で泊まった方が昨年は700人程度いらっしやったですけれども、温泉施設というか、入浴施設がないために、今後なるのかなという、私どもも御不便をかけるのではないかと不安もたくさんあります。そういうところからやはり利便性、足寄町を利用される方の利便性、そしてその方の健康寿命の一つでも伸ばすためにこういう施設があると、財政面からの先ほど答弁ありましたけれども、やはり温水プール、ことしの予算も見ましても、温水プールなどにはやっぱり6,000万円ほどの経費かかっております。体育館施設も2,500万円ほどかかっております。でもそれには費用対効果というものが大いに返っているから、子供さんの活動にもスポーツ振興にも大いに貢献されていると、私はその数字は全然無駄な数字ではないと思っておりますけれども、やはり今先ほど述べましたように、これからの足寄町の将来を見据えたときに、これだけ高齢社会になってその対応

は今からでも取り組んでいかないと、今後10年、20年なると大変なことになるのではないかと思って、この質問に至ったわけです。

それで、これを再質問したいと思っておりますので、担当の課長よりお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 福祉課長でございます。答弁させていただきます。

まず第一に、入浴施設を町が建てるか建てるかという部分でございますが、ポイントとしまして今現在足寄温泉のほうが1回お休みになって、次に買われた方がどのような有効利用するかという部分で、泉源を買われているイコール何かしらの入浴施設の整備が考えられているものと推定をしており、先ほどの町長の答弁のように、施設を民間で建てただけなのでしたら、そちらのほうに支援をすると。支援が必要であれば支援をするというような考えで、従来からも入浴施設、町内で、市街地にもないからということで、いろいろな整備しないのかという御質問もまだ足寄温泉がありますからというような形で、町内に一つあるので、民業を圧迫するような形の考えはないというのが従来からの見解で、今回もまだやらない決まったわけではないので、まず当面は代替施設としてむずびれっじのお風呂に入ってくださいと。足寄温泉の次の所有者の方が整備をするということになれば、それなりの町として資金面なのか何なのか、例えば全く私の個人的な見解ですけれども、バスを通わせるですとか、あしバスももともと3回通ってましたので、それをもっと充実させるですとかという形で、そういうことも考えられるかと思っております。

私も温泉好きなので、水道水の入浴施設と温泉ではやはり温泉だなということです。かけ流しだなということで、全然精神面の効果の、あと効能とかもきちんと保健所がきちんと、これは打ち身に効く、何とかに効くとか書いてありますし、そういうものも何か信じてしまうとやはりそれだけの効果があるの

かなというところで、今現在温泉施設を足寄町で、足寄温泉の後継としてやっていただくような考えがあるかと考えられている中では、町として水道であれ温泉であれ、まだ様子を眺めるというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） こういった健康関連の私、講演に行ったときに、150年以上前のお話だったのですけれども、グリム童話の寿命というお話があるのですね。その中で、神様は世界を創造してから生き物たちにそれぞれの寿命を決めてやろうとしました。ロバ、犬、猿、そして人間に30年の寿命ではどうかと言いました。しかし、それぞれの生き物が神様に言いました。いいえ、神様、私のつらい、ロバの場合です、いいえ、神様、私のつらい暮らしをお考えください。私は朝から晩まで重い荷物を運び続け、他の者たちが食べるに困らないように穀物袋を引っ張ったりしなければなりません。それなのに、ぶたれたり蹴られたりしてもっと働かせ立てられます。30年は長過ぎます。どうか寿命をお減らしてください。神様はこのロバのことを気の毒に思って、寿命を18年にしました。犬の場合、おまえはどのくらい生きたいかね。ロバは30年では長過ぎると言ったが、おまえはそれはよかろう。いいえ、神様、私がどんなに走らなければならぬかお考えください。私の足は30年も走れるほど丈夫ではございません。しかもほえる声も出なくなって、かみつく歯も抜けてしまったら部屋の隅へ駆け込んで、ウーウーなるよりほかに何が一体できましようか。神様、犬の言うことはもっともだと思って寿命を12年にしました。猿の場合、おまえは多分30年生きたいと思うだろうな。おまえはロバや犬のように働かぬでもよし、いつも楽しそうにしているからね。いいえ、神様、そう見えても私はそうではありません。いつも人を笑わすためにおかしないたずらをした

り、変な顔をしなければなりません。人からリンゴをもらっても、かんでみると酸っぱかったりするのです。いつも笑いの陰に涙ありといった調子でございます。30年もこんなふうに住らしていくことはとても我慢ができません。神様はお恵み深く寿命を10年にしました。そこで人間の場合です。おまえの寿命は30年ということにしよう、それで十分かね。何て短い寿命でしょう。やっと家を建て、実がなる木を植えて、やっとこれから人生を楽しもうというのに、ならばロバの18年を足してやろう。それでも足りません。でも犬の12年もやることにしよう。まだまだ少な過ぎます。では猿の10年も足してやろう。だが、これ以上はあげることはいけません。人間の寿命とその後、人間の寿命70年、初めの30年、人間そのものの寿命、ロバの18年、いろいろな重荷を負わされ、家族にご飯を食べさせるため、一生懸命に働く

犬の12年、足腰が弱くなり、食べる歯も抜けてしまう。猿の10年、いつも楽しそうにしているが、だんだんと頭が鈍くなり、いろいろ変なことをして子供たちに笑われる。人間らしい生活、長寿と引きかえ。神様はさまざまな試練を人間に与える。グリム童話からのメッセージ。人間の寿命にはさまざまな質がある。単なる寿命の延長にはどのような意味があるのか。ときにはロバのように他人のために働くことも重要である。最後は人間らしい生活を過ごす。病気やけがもなく、健康な生活を送る。ということが大変私、心に残りました。

そこで最後になりますけれども、平均寿命と健康寿命の開きがあり、これを埋めていく施策がこれから必要であると思います。このたび質問させていただきましたけれども、母子保健を初め、生活習慣病や高齢者保健などの町民のニーズもさまざまです。今回の質問に際し、温泉利用施設を利用した健康づくり事業を取り入れている自治体は多く見られました。これらを見ますと、年齢、性別にかかわらず、入浴施設を核とした健康意識向上へ

の取り組みが感じられました。住民の多くが望んでいる入浴設備のある保健センターは町中の活性化にもつながり、喫緊の課題とされます。住んでよかったまちづくりの観点からも取り組まれることを期待して、早く取り組んでいただけることを期待しまして、町長の答弁を最後をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど福祉課長から答弁したとおり、郊南地区の足寄温泉、これは取得をした方がいらっしゃるわけでありまして。温泉というのはやっぱり町にとっても、貴重な資源だというふうに思っております。一番期待するのは、やっぱり民間レベルで温泉施設をつくっていただく、そしてそこには町が最大の意味の支援を私はしていきたいなというふうに思っております。これは建設時の支援についてもそうですし、もっと言えば、当然民間でやるということは、これ収益が上がらなければいけないということでもあります。そうすると足寄町の人口今大体7,000人です。この中で毎日、では平均して何人が、では新しい温泉施設ができたときに何人が入りに来てくれるのか。これはもう一般的な言い方をすれば、収益の損益分岐点がどこにあるのか。例えば計画立てて、例えば一日100人だとします。これが100人は来てくれるだろうと。100人来たら営業成り立ちますよ。だけれども実際に運営していったときに80人しかいなかったと。これはもう赤字になってしまうわけですね。ですから私が思っているのは、そういった運営に対する支援というのもこれは可能なのかなという、そんな思いをしています。ですから、それは当然、そういう状況になったときには、議会にも相談をさせていただいて、何とか民間活力でやっていただけないかなと、そんな思いをしています。

あと、入浴施設と健康づくりという部分で

いきますと、これ即イコールで結びつくのかなという、決してそうではないのかなという、そんな思いしています。特に健康づくりの部分でいきますと、足寄町には温水プールがあります。温水プールではプールの中泳げなくても歩いたりだとか、それからもっと言えば、あそこには源泉を入れて健康プールもありますし、そこに歩行浴も設置をしておりますから、これはそれぞれ教育委員会、社会体育部門であったり、あるいは病院であったり、それから福祉課の関係であったり、そういう部分で施設を有効活用して町民の健康づくりにつなげていくということがベスト、ベターなのかなという、そんな思いをしています。

最後にもう一度言いますと、町がいろいろな施設を建てて運営をするというのはこれほど金もうけの下手くそな行政、これはもう全国的にもこれ明らかになっているわけでありまして、そこは可能な限り私は避けたいなと、そんな思いでありますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） あと5分ありますので、少しお話しさせていただきます。

先ほども温水プールやらの町の施設のことを申し上げましたけれども、どうしても町でサービス業といえばサービス業になりますので、町民の役に立つことであれば、多くの出資もいとわないというところはもう大変この回の予算でも感じとるができました。それでも入浴施設に関しては、すごく赤字が出るとかお話ですけれども、他の町もそうなのですから、町が出資している町のこともお聞きしました。本当に大変、それを維持することは大変なことだなと思っていますけれども、これだけ高齢化率が39%にもなろうとしているときに、果たしてその年代の方がおうちにお風呂があっても自分で、作り方もありますし大変な状況なのですね。だから、そういうことも勘案していただいて、障害者

計画もこの間出ておりましたけれども、やはりたくさんの方がいらっしゃいます。そういうことも考えて、やっぱり私いろいろ調べた中でも、保健センターの中に障害者用の方のお風呂もつくったりとか、健康の人のお風呂と分けてつくられたりするところもあったのですね。こういうふうにお金使っていただければ町民としては余り不満も出てこないのではないかなと、不満というか、こういうふうに使っていただくのがやっぱりありがたいことかな。でもやはりいろいろなもの、決まった金額の中からはいろいろ予算を立てるということは大変なのは重々よくわかっておりますけれども、こういうことも将来的にも必要でないかな。民間業者の方もなかなかこれを大変な投資ですので、赤字がわかっていてそんなやっぱり建てる人はいらっしゃらないと思いますので、やはり何が力があるかといったら自治体が力あると思いますので、こういうことも業者さんの方とも多く相談していただいて、一日も早くそういう施設ができることを祈って終わらせていただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） これにて、2番榊原深雪君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

2時10分から再開をいたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、1番 熊澤芳潔君。

（1番熊澤芳潔君 登壇）

○1番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、空き家対策について。

質問の内容でございます。

足寄町は人口減少と高齢化社会が進むことにより、住環境問題及び定住対策、移住対策が必要となるが、その一つに空き家問題があ

り対策が急がれている。

次の点について、お聞きしたい。

1、2017年から2027年までの人口の推移について。

2、空き家の実態調査が進められているが、その後の経過について。

3、空き家対策の有効活用が各町村で進められているが、本町の状況について。

4、高齢者で持ち家のある低所得者の公営住宅への、住宅等へ入居支援について。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 熊澤議員の空き家対策についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の2017年から2027年までの人口の推移につきましては、2017年12月末の人口は7,060人で、5年単位の推計値しか出しておりませんので、御指定の2027年の推計はしておりませんが、2025年の推計につきましては、6,250人あります。

2点目の空き家の実態調査のその後の経過でございますが、平成27年度に空き家実態調査に着手し、まずはどこにどんな空き家があるかを調査をし、台帳化いたしました。

平成28年度は、空き家の所有者の意向調査を行うとともに、活用の可能性のある空き家及び特定空き家の候補の抽出を行い、さらに空き家対策計画の素案を策定をいたしました。

本年度につきましては、この計画素案を計画として策定するほか、本別町、陸別町とともに3町で空き家セミナーを実施し、また帯広市において実施された北海道の空き家相談会について、先ほどの意向調査で賃貸、売買を希望された方で、帯広市近郊にお住まいの方に参加の御案内をしております。

今後におきましても、これらセミナーや相談会を開催するなどして、希望の方の相談に応じていきたいと考えております。

3点目の空き家の有効活用につきまして

は、町が直接有効活用したものとしては、旧北海道開発局の建物を取得して改修利用した多目的交流施設と旧北海道営林局の住宅を取得して改修利用した移住体験住宅があり、民間では住環境・店舗等補助金を活用されたものしか捕捉できませんが、本年度は2棟の住宅が新しい所有者によって取得、居住されています。このように住環境・店舗等補助金は、空き家の有効利用に効果があるものと考えております。

また、居住可能な空き家が居住希望者によって有効活用されるよう北海道の空き家バンクの活用などによる情報提供について、検討したいと考えております。

4点目の高齢者で持ち家のある低所得者の公営住宅入居支援につきましては、持ち家のある方は公営住宅には原則的には入居できませんが、住宅が老朽化して居住が困難な場合は、将来的に持ち家を解体していただくことを条件に、公営住宅への入居を認めております。

空き家対策につきましては、今後人口減少が見込まれる中で、より重要度の増す行政課題であると捉え、空き家の有効活用、適正管理等に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） それでは、再質問させていただきます。

今町長から回答ありましたように、空き家問題につきましては、人口の推移はもちろんでございますけれども、高齢化が進みまして、加速していると。こういうことによりまして、空き家も多くなるということが言われています。ちょっと調べてみますと、野村総合研究所の調べで、2033年には空き家が3割にもなると言われてございまして、増加たどり続けていくと、こういうことが言われてございます。その理由としまして、高齢化は

もちろんでございますけれども、相続、それから住みかえ、それから固定資産税の関係、これは最大6倍にもなるというようなこともございます。それから解体費用の坪当たりの2万円から6万円にもなると、こういうことから、こういった理由から空き家になっていくのではないかということに言われてございますけれども、こういったことについて、まず最初に対策が急がれるのかなということがございますけれども、その点について何かお考えがあったら、お聞きしたいと願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

空き家が増加していく推定があるということで、それに対する対応でございますが、町長答弁で申し上げましたが、空き家対策計画というものを策定いたしまして、その中には、空き家の有効活用について検討していくということと、答弁でも申し上げましたが、空き家の、空き家調査で利用可能な空き家、ちょっと利用が無理ではないかなという空き家、手直しすれば利用できそうな空き家、危険な空き家というようなものを判定いたしまして、利用、活用な空き家につきましては、先ほども申しましたが、答弁の中でも申しましたが、いろいろ御相談会を設けまして、貸す希望があるのですか、売りたいのですかと、それについてはどういう、売るに当たってはどういった課題があるのか、貸すに当たってはどういった課題があるのか、実際に場合によっては、家の中も拝見させていただいて、直ちに貸せる家なのか、あるいは改修が必要な家なのか。改修費に見合うだけの家賃収入が見込める家なのか。そういったものを相談会等におきましては、土地家屋調査士さんですとか、不動産会社の方ですとか、建築士さんの方ですとか、そういった方々の同席いただいて具体的に御相談に乗っている事例もございます。そのようなことで、今後も進めていきたいと考えております。

そういったことで、空き家、使える空き家

を、入居したい方に結びつける方策を今後空き家バンクとか、あるいは今もあります自由環境・店舗等補助金の活用を促すとか、そういったことで進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

先ほど答弁の中で、27年、28年、29年、そしてことし30年ということの計画的なことも回答がございましたけれども、その中で、もちろん総務産業常任委員会でも今一生懸命協議されていると思いますけれども、空き家バンクについてお話ございました。現在足寄町の空き家バンクに登録ということは、なされているという、今回答えたような気がしますが、その点ちょっとお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

まだ足寄町の空き家バンクはございません。北海道で空き家バンクを持っておりまして、それに対して足寄町を町を経由するか、あるいは3町で空き家対策に取り組んで、3町合同で地方創生の部分で空き家対策に取り組んでおりまして、そこを通じるか、どこを通じるかまだ結論が出ておりませんが、何らかの形で、北海道の空き家バンクの活用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

ぜひ、これは各町村空き家バンクを通じて、いろいろな政策だとか補助だとか対策だとか打って、ここを通じていろいろな対策を打つというように聞きますので、ぜひ足寄町もぜひ空き家バンクをやっていただきたいと、このように思っております。

それから、推進対策協議会設立ということもちょっとお聞きしたことがあるのですけれども、この点についてはどうでしょうかね。3町のです。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 3町で移住ですとか、空き家対策とかの協議会を設立して、その中で足並みをそろえて空き家対策の取り組みでいこうということで進めております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

そこで、3町の推進協議会ですか、そのことでちょっとお聞きしたいのですけれども、実は以前にも私お話しした経過があるのですけれども、この空き家問題の中で、241号線の沿いにあるいろいろな空き家ですよ。それがいまだかつて処理されていないということで、町民の皆さんからもお話がございましたけれども。その点について、今後あいつた、例えば里見が丘の上の旧、昔は月見台といいましたかな、ということで、旧ドライブインの跡地にある大きな建物ありますよね。あれは前にもお話ししたのですけれども、足寄町の町に入る入り口なのに、あいつたものがあるということは非常によろしくないよねということで、皆さんからお話があったのだと。それであいつ問題については、こういった3町の推進会議ができ上がったということになると、協議されていくのだろうなと思いますけれども、それについて、その点について、今どういう形で処理されていこうとしているのかをお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

以前からその件につきましては、本別の敷地です、跡地ですので、足寄町には指導権限等ないということでお答えしていたところでございます。3町でちょうど本別町入っておりますので、本別町には強くその指導を申し入れ、指導といいますか、対策について申し入れております。ただ、これは最終的には実際の問題となりますと、ほかの方の、住民の生命財産に危害を及ぼすものですか、そういったものについては除却といまして、

法律でそれを取り除くというような考えもございしますが、今度直ちに生命、財産に及ぼすものでない場合には、実際のところ、全国的に例を見ても、行政において直接何かを行うということはやってないと思われまます。そういった面で、本別町にはその3町の協議会の場において、ぜひ指導を強めていただきたいという申し入れをしているという状況にとどまっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

ぜひ、せっかく推進協議会ができ上がって、そういったことも、では個人といえどもあれだけ大きな建物となりますと、個人なのかどうかと思いますけれども、いずれにしても町としても観光・美化そういったことからいうと、非常に見づらいというものもあるわけですから、ぜひそういった協議会の中で、推進していくような形で努力していただきたいなというふうに思っております。

そこで、次に3番目に移りますけれども、対策の内容、まだこれ今お話の中ではなかなかでき上がっていくという内容ではございませんけれども、若干時間もありますので、ほかの町村の対策だとか、そういったものをちょっと参考にお話しさせていただきたいと思っておりますけれども。もちろん新聞等にも書いてあることもございます。

一つには、移住者を受け入れることにより、相乗効果が生まれ、空き家対策、人口増にもつながったという、こういう町もあります。それから二つ目に、空き家購入した補助を出す町も出てきました。これは対象者は新婚の家庭、単身者、それから子育て世帯、それから町外から転入者世帯には補助金を加算と、こういった町も出てきてますよ。それから、古い家の処理ですが、高齢化で年金生活などでどうすることもできないでいるわけで、解体のための補助、また町が買い上げて有効活用など処理していくという形の中の形が、それぞれ町村出てきたというこ

とでございますので、こういったことも他町村進んでございますので、ぜひ足寄町もそういったことも進めていく必要があるのだろうなという気がいたしますけれども、この点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

まず、移住者の問題でございますけれども、もちろん移住者は足寄町に住むときには家を求めるか建てるかということで、そういうことで、空き家バンクではなくて、実態調査に基づいて抽出されました利用可能な住宅というものは、その移住希望者で入居希望がいて、空き家の所有者に貸しつけ希望、売買希望があれば、それは結びつくものと考えております。ただ、それが実際に結びついた例が新聞には載っておりますけれども、足寄町において特に特筆、新聞で取り上げられるような例がないためにそういうことになっておりまして、先ほど申しましたように、2件、補助金を利用して2件の方が、空き家を改修して入居しているということもございしますので、そういったことは今後進めていくことと考えております。進めていくべきことと考えております。

補助金でございますが、足寄町にあります補助金につきましては、住環境・店舗等補助金、平成29年度までは4,000万円予算を計上しておりますけれども、それにつきましては平成30年度からはまだ予算審議まででございますが、執行方針では町長申し述べていたと思っておりますが、アパート等にも適用させることとしておりますけれども、その辺も中古住宅取得ですとか、改修とか幅広く使えますし、金額的にも他町村の負けないだけのトップをいくぐらいの金額の補助金だと考えております。

それと、古い家の解体補助金でございますが、これは課題となっております、ただ町内、十勝管内にも幾つかの町村で制度化してございます。ただ、期限を限って動機づけと

して、例えば上限30万円出して2分の1まで補助しますよ、ただし3年限りだから、3年内でみんなぜひ取り壊してねという町村もあれば、上限100万円で期限のないものもあったり、管内町村さままでございます。これは個人の財産をの取り壊してございますので、それは本来であれば個人の責任でございます。それについて、町費をどれだけ出すかということでございますので、慎重にいろいろ町民の方にも不公平感の生じないような、慎重に検討してその補助金を創設するかどうかということを検討してまいりたいと思います。

もう1点、有効活用、町においても有効活用したらどうかというお話でございますけれども、これは町において何か施設をやろうと思ったときに、もちろんそういった、それに適する空き物件等があれば有効活用させていただくことを今後は検討していくこととなると思います。今まではたまたま営林局の建物ですとか、開発の建物が有効に活用できたのでありまして、もし仮に民間において、そういったものがあつたとしましたら、それはそれしてうちの建物建設計画がもし仮に何かあつたとして、それがマッチすればそれは有効活用していけるものだと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

特にやはり個人でいえば、解体処理の関係、これらがやっぱり一番負担がかかる、特に年金生活者だとか、いろいろなこういった高齢者がいますので、そういった部分についてもぜひ解体処理の関係につきましても、何らかの形で対応できるような、早急たる対応をする必要があるのかなという感じでございますので、よろしく願いをいたします。

それから、4番目に移りたいと思います。

4番目につきましては、このことにつきましては、先ほど町長から回答いただきました。本当に私自身もこのことを知って実際聞いた話なのですけれども、切実ですので、も

う本当に年金生活でもう築何十年もたっている高齢者でございます、その方が壁だとか、いろいろ修理して張ってやっているので、もう寒くてとてもじゃない住めないのだと。だけれども、何とか公営住宅に入りたいのだと。ですけれども、持ち家があることによってできない、入れないというふうに言われたと。こういうことございましたけれども、今町長のほうからそういう回答がいただきましたので、そういうことないと思いますけれども。いずれにしても、こういう問題が多く今後も出てくるのかなという気がいたしますので、そこら辺も今後とも内容についても精査しながら、対策に進めていただければありがたいなという気がいたします。

それで、最後でございますけれども、空き家問題本当に、単に撤去だとか解消するのではなくて、もちろん今お話がありましたように、有効活用されるほうが地域にとっては効果が大きいものでございます。例えば空き家に住む人が入れば必ず消費活動が伴い、そして地域の活性化につながりまして、自治体にとっては税収にも生まれると、こういうことから相乗効果が生まれるわけでございますから、ぜひ早い段階で内容のある事業展開を望んで終わりたいと思います。

最後に、町長一言あればよろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず大前提は、これは個人の財産、所有物だということでありまして、3町で足並みそろえられる分については共同でいろいろ移住政策も絡めてやっていきたいと思います。こういうのを根底に置きながら、では足寄町でより具体的に何をするのかということで、今回の当初予算に先ほど総務課長からお答えしたとおり、これまであった住環境整備というのは、あくまでも持ち家、今度新しく議会に提案させていただくのはアパートの新築でもいいですし、古いアパートの改修でもいいよ。あるいは個

人の持ち家、これを貸し家に変えるために、しかし現状ではとても住めないから一定程度お金をかけて改修をしましょう。これについても補助金を出していこうという、これは今回の予算で提案させていただいたということ。そこで、ではどういうケースで町費を出してもいいのかと、ここを私ども判断としては、新しくそうやって改修してもらおうということであれば当然後ほど税収で返ってくるわけですよ。すぐは取り返せない、ちょっと平たくしますよね、すぐ回収はできないにしても固定資産税という税の中で返ってくる。では一方、議員仰せのとおり、解体費に補助金を出した場合、解体したらなくなるわけですよ。少額であっても価値がある分については、固定資産税2,000円か3,000円かは別にしても入ってきているということですよ。これが税金を使って解体費どんどん促進していきますよということであれば、当然税収も減ってくる。支出もする、そして税収も入ってこなくなるということですから、この判断は極めて、全否定するわけではありませんけれども、これはやっぱりものによりますよ、それこそ他の住民に被害を及ぼすような建物だとか、そういうことであれば何らかの対応は必要だろうというふうに思っていますけれども、一律にいいよと、お金かかるからいついつまでに壊せと、これはちょっとなかなか相当の議論が必要でないのかなと、そんな認識であるということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、1番熊澤芳潔君の一般質問を終わります。

次に、11番 高橋秀樹君。

（11番高橋秀樹君 登壇）

○11番（高橋秀樹君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき一般質問を行います。

足寄町基幹産業の一つである農業の収益安定化について。

一昨年台風被害の影響が残る中、昨年は

当町の農業収穫量が一定程度確保できたようであるが、昨今の台風、集中豪雨、長雨、高温、低温と予想のできない気候変動とも思える環境の変化は、農業生産にいい影響を与えない事案であると考えます。

明暗渠、除れき、石れき、土壌改良と基盤整備を行うことで、環境の変化に対応し、収穫量を安定させ、向上させ、被害時に被害を最小限に抑えることであると考えます。

また、TPP、EPAと外的要因による価格変動、後継者問題、耕作放棄地と農業を取り巻く環境は予断を許さない状況が続いていると考えます。

今後、足寄町の基幹産業をどのように導いていくか、以下の質問を行い、町長の御所見をお伺いをいたします。

1、農業後継者の不足は最大の課題であると考えますが、平成30年度に3戸の新規就農者を予定しているが、現状と今後の課題は。

2、耕作放棄地、交換分合、土地集約の現状と今後の対策について。

3、道営草地畜産基盤整備事業、道営農業競争力強化基盤整備事業畑地帯総合整備において、基盤整備を行うが、足寄町の基盤整備の現状とこれからの計画について。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋秀樹議員の足寄町基幹産業の一つである農業の収益安定化についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の農業後継者対策についてですが、足寄町の農業就業人口は2015年、平成27年、農林業センサス調査において591名となっており、2010年、これは平成22年と比較しますと、651名の前回調査より9.2%減少している状況であります。

農業従事者等の平均年齢においても54.9歳となっており、前回調査の55歳と比較して横ばいの傾向であります。

このような状況の中、足寄町において平成13年から平成29年の期間に15組、酪農14組、綿羊1組が新規就農し経営継続をしております。

平成30年度においては、これ初めてでありますけれども、畑作部門の新規就農予定者が1戸、その翌年度以降、31年度以降に畜産部門の新規就農予定者が2戸、予定をしているところであります。

ほかに、施設野菜部門、これはイチゴの栽培におきまして、1組の新規就農志向者が就農を目指し待機をしている状況となっております。

現在、新規就農先の確保や調整に時間を要し、就農がおくることが課題となっていることから、関係機関の連携を密にし、進めてまいります。

なお、2点目の耕作放棄地、交換分合、土地集約の現状と今後の対策につきましては、農業委員会のほうから答弁をさせていただきます。

3点目の足寄町の基盤整備の現況とこれからの計画についてですが、土地基盤整備の歴史は長く、昭和の時代から平成と、この間土地基盤整備事業を繰り返し行ってきております。酪農地帯においては、草地整備改良等を行うことで、飼料自給率の向上と地力増進による牧草品質の向上により安定した畜産経営が図られ、畑地帯では基盤整備を行うことで、圃場の排水不良などの湿害による生育不良の解消、傾斜地勾配の修正により作業効率の向上が図られ、畑作物の生産性向上及び経営所得の向上等に成果を上げております。

現在は、道営草地畜産基盤整備事業（公共牧場整備型）が平成25年度から着工継続しており、平成32年度の完了の予定で進められているところでございます。

道営農業競争力強化基盤整備事業畑地帯総合整備（担い手育成型）足寄町地区につきましては、平成30年度から着工をし、平成34年度までの5カ年の事業期間を予定をしているところでございます。

さらに、平成32年の新規事業採択に向けて、農地整備事業（畑地帯担い手育成支援型）単独営農用水事業の準備を進めているところであります。

今後の計画についてですが、生産者からの要望を聞き取り、足寄町農業協同組合と連携し、土地基盤整備事業を取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、高橋秀樹議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 農業委員会会長、答弁。

○農業委員会会長（齋藤陽敬君） 農業委員会から高橋秀樹議員の足寄町基幹産業の一つである農業の収益安定化についての一般質問のうち、2点目の耕作放棄地、交換分合、土地集約型の現状と今後の対策についてをお答えいたします。

耕作放棄地の現状と今後の対策につきましては、農業委員会では毎年1回農地利用の調査として農地パトロールを実施しております。昨年も10月に実施して、約7ヘクタールの未耕作農地を確認しました。

土地所有者に聞き取りをしたところ、農業者ではないことから、賃貸もしくは売買の方向で協議をしているところでございます。

農業委員会としましては、農地所有者が耕作の意思があり、また農地も耕作可能な場合、耕作を放棄したとは見なしておりませんので、現状では耕作放棄地はないと判断しております。

今後におきましても、農地パトロール及び毎月の農地現地調査を実施して、耕作放棄地を出さない取り組みを図ってまいります。

次に、交換分合の現状と今後の対策につきましては、足寄町は中山間地域のため、農地間の土地条件である地形・土質・傾斜地等の格差が非常に大きいことから、現状では農業者からの実施希望の声はございません。

なお、小規模な交換分合につきましては、地域における人・農地プラン等の集まりにおいて、将来の農地利用のあり方等を協議してまいります。

次に、土地の集約の現状と今後の対策につきましては、足寄町の農業における担い手の農地利用集積状況は、1万853ヘクタール

であり、農林業センサスにおける足寄町の耕地面積は1万3,400ヘクタールですので、集積率は81%であります。

今後におきましても、担い手による優良農地の確保及び経営の規模拡大が図れますよう、農地の集積・集約化を実施してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。高橋秀樹議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番。

○11番（高橋秀樹君） ただいま回答をいただきました。

農業後継者の問題、非常に大きな問題だと思っております。これで、農業後継者というより農業者の減少というのも、これ結構大きくなっているのではないのかなというふうに、こちらの今御回答の中でいただきました。

私の資料には、平成24年総農家数が270戸であったものが平成28年度に246戸に減少しております。農業就業人口が651人から591人と、60人の減少というふうになっております。これの主たる要因というのはどのようにお考えか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 減少の要因ということでいったら、考えられる点というのは二つ、大きくいえば2点ほどかなということと、まずは後継者のいない高齢者、それと何らかの原因でリタイアをせざるを得ないというか、そういった形になった場合、大きくいえばこの2点かなということと考えております。

そういった面では、今言うように、4年間で30戸の農業者が離農されたと。従業者でいえば60人弱減少していているということからも、今言われたような形の中の要素、要因かなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） やはり農業後継者

の問題と何らかの理由、これは収益が上がらなくなったからやめざるを得なくなっているのか、それとももうその微妙なところというのはちょっと見えてこないのですけれども、そういうところというのは一体どのような形になっているのか、ちょっともう一度補足でお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 答弁させていただきます。

直接原因については細かくは調査しておりません。先ほど言われたように、要因ということでいけば、高齢化になって体がもう動けない、もう後継者もいないということと、周辺農家に集積をかけていただいたり、担い手を探していただくという形の中だと思います。

あと、収益性という観点からいきますと、経営状況ということでいけば、農業協同組合のほうで経営管理しているということもありますし、そこまでの情報管理はうちのほうとしては把握している数字としてはございません。

以上でございます。

情報としては、ある程度この方が離農するぞという情報は仕入れておりますけれども、大きく言えば、もうこれだけの負債だとか、そういったものがどうのこうのという情報は入手しておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） よく理解できました。

今回、新規就農で畑作の方が入られるというふうになっているのですけれども、この方はイチゴではないのですよね。イチゴではないですね。この方どのあたりにどのぐらいの規模でどういう形で入ってこれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 御答弁させていただきます。

先ほど町長の答弁で畑作部門ということで、足寄町では初めてのケースということで、場所につきましては上大菅地になります。面積についてはおおむね40町程度というふうな形で聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 40町であれば案外大きなところなのかなというふうに思います。

この方はどういった形で、その支援というのは足寄町でしていくような形をとっていくのか。多分新規でいくといたら、相当な金額になってくると思うのですけれども、ある程度その辺の、何だろう、バックアップ体制というのはできているのかどうかをお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

新規就農ということで、畑作部門含めて土地の購入だとかあって、資金のほうは、この方については農業公社の中の資金を活用して経営を開始していくわけなのですけれども、うちとしても町もしくは国の支援の中でのミックスというか、それを連動しながら経営開始資金だとか、そういうことで町のほうとしては200万円が3年間、その中で国の支援というのは150万円、内数として入ってきてますので、その部分は相殺しながらやらせていただいて、その後国の支援のほうとしては150万円が5年間受けられるということで、その辺を活用させていただいております。

あと、機械だとかそういったことについては、既存の農家さんから引き受けていく場合の機械もあれば、独自に購入する機械も中にはありますので、今その部分の詳細等含めて、経営開始につきましては31年の1月をめどに今準備を進めていますので、今おっしゃっているように資金面、経済面含めて、これから本人と協議しながら進めていきたい

と思っております。そこでは、農業協同組合とも連携をとりながら進めていくということで、今現在進めております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 足寄町は畜産なりという形では多くの新規就農者が流入していると。今回新規にあらためて畑作で来ていただけるというのは、これは足寄町にとって非常にありがたいことなのかなというふうに感じております。

今後、この施策がどんどん続いていけるような形のもとで一つの指標になると思いますので、しっかりと援助等々よろしくお願ひしたいと、そういうふうに思います。

続きまして、土地集約について、御質問をさせていただきますと思っております。

今回、耕作放棄地とか交換分合、土地集約に関して、いろいろと僕も勉強させていただいたのですけれども、やはり非常に難しい問題が山積しているなというふうに思っております。その中でやはり、とりあえず足寄町は100ヘクタールほど、4年間の間に耕作面積が減っているというのが、このデータに載っているのですけれども、それは何か要因というのはあったのですか。

○議長（吉田敏男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（上田利浩君） 今の高橋秀樹議員の御質問なのですけれども、耕作面積が減っているという御質問かとは思いますが、耕作面積そのものというのには確かに農家の方の減少というのがございますけれども、その減少になっていったところの面積というのを貸し付けなり売買なりしながら、耕作面積そのものは減らないように私どものほうでも取り組みをしていっているつもりでございます。だから今お話のとおり耕作面積が去年ことしという形で減っていているというふうには思っていないのです。いないので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 何でしたっけ、農業委員会活動整理カードという資料のもとに僕ちょっと言わせていただいたのですけれども、何で交換分合だとかこういうことを僕今質問しているのかなといいますと、結局何をやっていく上にもある程度の面積を確保しないと農業の収益が上がってこないのであろうなというふうに考えています。足寄の今平均の耕作面積が27ヘクタールでしたっけ。その中で、大小あるでしょうけれども、今後やっぱりTPPなりEPAなりが発動されていく中で、体力を強化していくときには耕作耕地面積をふやしていかなければいけないのであろうなというふうな考えを、私としては思いました。それで、そこに足寄町の農業委員会なのか、それから経済課なのかちょっとわからないのですけれども、大体足寄町としてはどのぐらいの規模の団体を育てようという目標とか数値というものはあるのか、ないのか、まずお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 今の高橋議員が言っている足寄町の現在の平均耕作面積が27ヘクタールということであるわけなのですけれども、これも含めてなのですけれども、先ほど農家人口も減ってくるよと、その分先ほど農業委員会との連結でいけば、耕作面積はそのまま維持したいということでした場合、これ直近で農協とも打ち合わせしている中で、話している部分については、やっぱり足寄型農業というのはやっぱりおおむね40ヘクタールを目指していきたいという目標というのですか、そういったものを課題を整理しながらいきたいなというふうな形で思っているのですけれども、中にはやっぱり三角地で狭いところもあったり、いろいろな傾斜地であったり、さまざまな要因があるわけなのですけれども、一応今の農協のほうでやっぱり人口減少に伴っての担い手集約含めてやっていった場合、最初は35ヘクタールぐらいという話もあったのですけれども、本当

に今後5年、10年見据えた場合についてはやっぱり40ヘクタールが一つの一定規模の面積になっていくのではないかというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 40ヘクタール、先ほどの方も40ヘクタールとほぼほぼ同じぐらいの形だと思うのですけれども。ある程度やっぱりこういうような形で、農地を集約してやってやるのが当然のことであろうと私も考えております。

これに当たって、やはり交換分合なり区画整理なりということをどんどん、どんどん押し進めていかないと、これができないというふうに思うのですけれども、今までの交換分合なり、もしくは区画整理の今後の、何ですか、予定について、ちょっと教えていただきたいなというふうに思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 農業委員会会長、答弁。

○農業委員会会長（齋藤陽敬君） 区画整理とか交換分合につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、それぞれの土地条件が違ふと。それは地形なり土質または傾斜地と、そういった意味の中では地域の集落の中で、小さな分合はあったとしても大きなそういった部分に対しては、現状が足寄町は細長く、幅の広いそういった地形ではありませんので、なかなか難しいのかなというふうに感じております。ただ、将来的な町自体の、これは大きな国の事業も含めてなのですけれども、区画整理は比較的やっていかなくてはならない地点ではあると。ただ現状の中で、さっき言ったように離農者もどんどんふえていく中で、意外と近間の小さな畑はあっても川を越えたり、山があったり、そういった部分の中では非常に難しい部分も含めて、これから農業、十勝農業も含めて考えた、足寄農業を含めて考えたときは非常に難しいことでありながら、少し前向きに検討を進めていかなくてはならないのかなというふうに感

じております。

○議長（吉田敏男君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 今農業委員会からも御答弁されたように、ちょっと一つなのですけれども、実は足寄町も基盤整備という中で、これ開発のほうの国の再編整備計画というものがありまして、今言ったように、交換分合、区画整理、これは400ヘクタール規模で動く事業があります。それはどう、やってみないかというふうに御相談された事案もあります。ただし、その当時22年から23年ぐらいだと思のですけれども、いわゆる先ほど言ったように、実はこれ一度に集約かけると結局今の足寄町という、土地利用というのは、家の周りがあるか、飛び地しているか、いろいろな形のパターンあります。それはAさんの土地に全部集約、これを20から25ヘクタールを集約しようとした場合、そこでもBさん、Cさんいろいろな方がいます。それをまず取りまとめるのは非常に困難な事案があつて、それをきれいな色図にして何色かに分けた、こういったモデルとしてどうでしょうかということ、実は一定規模、青年の学習会にそういったものを提案させていただいたときがあります。これいいねと、ただしまだ自分の代でもないし、将来総合的に10年後、15年後見据えたときにはやっぱりこういう形態がやっぱり望ましいという意見は出たのですけれども、その当時につきましては、正直言って事業化にならなかったと。だんだん青年、今現在いる営農者も含めて、やっぱり言ってしまえば年々年がとっていくということで、やっぱり自分の周りに土地欲しいよねというのが少しずつ声が出てきているので、ただしその部分でいっても、相当な地権者の拒否、いろいろなことがあるので、ちょっと難しいのかなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 時間がないのですけれども、そうですね。足寄町の、僕ずっと

考えていたのですけれども、足寄町の農業政策において主体的にどこがイメージを持って進めているのかと、実は僕見えてこなかったです、ずっとね。足寄町が主体的なのか、もしくは農協が主体なのか。それとも各農家さんが主体でやられるのか。交換分合に関しては農業委員会さんがいたり、いろいろな、何だろうな、各団体さんがいろいろ集まって協議した中で一つの方向性を見つけていくのかなと思いきや、何かそれでも何か農家さんに手を挙げてもらって物事を進めていくようだとかというふうになっている。ではなくて、何か一つ大きな目標に向かって進んでいったほうが、僕的にはいいのかなというふうに実を言うと考えていたのですけれども。その中で、基盤整備事業というのは、今お話を聞きましたけれども、やはり区画整理なりいろいろなことを推し進めていった中で、同時並行的に区画整理を入れていくと。例えばここに10町の農家さんいました。こっち30町の農家さんいました。こっちの10町の農家さんやったけれども、そっちの30町の人にはやらないよだとかということが、現状としてあり得るようにも見受けられる。やはり足寄町だったら飛び地でどンドン、どンドン何かやりにくいような場所がたくさんあるよと。しかしそれを計画的にどういうふうに進めていくというのが、方向性なのかなというふうに僕的には考えていたのですけれども、今課長が答弁されたように、色分けしてこうだよというのをやっていった中で、その先にどのように方向性が見えてくるのかがいまいち見えないなというふうに思っております。

この価格、何ですかね、形をつくっていくために何をしなければいけないのかということ、これは主体的にやっぱり足寄町がやるべきことなのか、農家さんが考えることなのか、その辺ちょっとどう、ちょっと見えないので、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたしま

す。

事業推進に当たっては、恐らく町が事業主体になって生産者の要望を聞きながらやっていくと思うのですけれども、今回いろいろな事業をやっている上では、やっぱり生産者の意見を聞いて、それが、その要望というのは何の事業に適せるか、これがやっぱり農協と連携をとってやっていくべきというふうに、自分はそう思っている。行政が主導で動くと、結局いろいろな形の中で、わだかまりができます。いろいろな形の中で。であれば、生産者の意見を聞いて、何がこの事業に適せるか、これをきちんと農協と連携して、そうしたらこっちに行きましょうというふうに持っていくというか、そういったことをやるべきかなと、僕は思っておりますので、今後そういった形の中で、今取り進めている事業もやっぱり湿害対策で苦しんでいる生産者、いつだいつだということで、うちはこの事業だったら農家負担も軽減できるよということも含めながら、事業を起こしてしますので、そういった観点からやはり生産者、農協、町、これが一つの母体となって動きたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 最後の1問にしてください。

○11番（高橋秀樹君） これ、僕重要な問題だと思っておりますので、ぜひ町長の答弁も聞きたいのです。

もう30分僕の持ち時間終わってしまったので、次に持ち越させていただいてもよろしいですかね。（議長「明日の」と呼ぶ）明日の。ではその中で、またお話をさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） それで終わりですね。

これにて、11番高橋秀樹君の一般質問を終わります。とりあえず終わります。

最後の前田秀夫さんでありましたけれども、きょう欠席ということでありましたので、一般質問は前田さんの場合については、

終了をさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時21分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） ただいま開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、議案第27号から議案第36号までの補正予算について、提案理由の説明を受けます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり、日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 議案第27号から議案第36号まで

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第27号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第11号）から追加日程第10 議案第36号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）までの10件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました、議案第27号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第11号）から議案第36号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算第4号まで一括提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第27号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第11号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,736万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,999万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

36ページをお願いします。

36ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第14目企画振興費、第8節報償費におきまして、ふるさと納税謝礼を1,080万円減額をいたしました。

38ページをお願いいたします。

38ページ、第15節工事請負費におきまして、多目的交流施設増築工事を1,540万4,000円減額いたしました。

第25節積立金におきまして、ふるさと足寄応援基金積立金を2,400万円減額をいたしました。

48ページをお願いいたします。

48ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第20節扶助費におきまして、障害者自立支援給付金を2,695万6,000円減額をいたしました。

第4目国民健康保険助成費、第28節操出金におきまして、国民健康保険事業特別会計繰出金を3,093万1,000円減額いたし

ました。

52ページをお願いします。

52ページ、第2項老人福祉費、第5目介護サービス事業助成費、第28節操出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして504万2,000円を計上いたしました。

54ページをお願いいたします。

54ページ、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第20節扶助費におきまして、児童手当を807万円減額いたしました。

62ページをお願いいたします。

62ページ、第4款衛生費、第4項病院費、第1目病院費におきまして、国民健康保険病院対策費の負担金及び出資金を合わせて604万9,000円減額いたしました。

64ページをお願いいたします。

64ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、中山間所得向上支援事業補助金といたしまして1,700万円、畑作構造転換事業補助金といたしまして735万円をそれぞれ計上いたしました。

66ページをお願いいたします。

66ページ、第5目農地費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、道営草地畜産基盤整備事業負担金といたしまして、1,077万3,000円を計上いたしました。

68ページをお願いいたします。

68ページ、第8目町民センター運営費、第15節工事請負費におきまして、町民センター改修工事を1,155万6,000円減額いたしました。

72ページをお願いいたします。

72ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、第2目地籍調査費、第13節委託料におきまして、地籍測量業務を949万3,000円減額いたしました。

76ページをお願いいたします。

76ページ、第2項道路橋梁費、第5目道路新設改良費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、橋梁点検業務負担金を1,110万9,000円減額いたしました。

第4項都市計画費、第3目下水道費、第28節繰入金におきまして、公共下水道事業特別会計繰入金を過疎債分と合わせて3,250万円減額いたしました。

96ページをお願いいたします。

96ページ、第11款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費、第1目農地災害復旧費におきまして、農地災害復旧工事を8,631万3,000円減額いたしました。

以上で、歳出を終わり、次に歳入について御説明申し上げます。

10ページへお戻りください。

10ページ、第1款町税、第2項固定資産税におきまして、現年課税分といたしまして820万5,000円を計上いたしました。

次に14ページから20ページの第14款国庫支出金、第15款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの負担金、補助金などを計上、減額をいたしました。

22ページをお願いいたします。

22ページ、第16款財産収入、第2項財産売払収入におきまして、立木、カラマツ売払収入といたしまして2,638万2,000円、カラマツ素材売払収入といたしまして710万5,000円、収益分収金といたしまして3,624万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

第17款寄附金、第1項寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金を2,400万円減額いたしました。

第18款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を3億8,230万5,000円、ふるさと足寄応援基金繰入金を1,492万5,000円それぞれ減額をいたしました。

24ページをお願いいたします。

24ページ、第20款諸収入、第5項雑入、第6目雑入におきまして、27ページとなりますが、備考資金組合還付金を8,17

6万5,000円減額をいたしました。

第21款町債、第1項町債、第1目農林水産業債におきまして、道営草地畜産基盤整備事業債を3,210万円減額をいたしました。

第4目過疎対策事業債におきまして、それぞれの事業で計上、あるいは減額をし、合わせて5,810万円を計上をいたしました。

次に6ページへお戻りください。

6ページ、第2表において繰越明許費補正、追加3件、変更2件をお願いをいたしました。

第3表地方債補正、変更3件をお願いをいたしました。

以上で、平成29年度足寄町一般会計補正予算（第11号）について、説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

99ページをお願いいたします。

99ページ、議案第28号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出総額の予算総額から、歳入歳出それぞれ6,064万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,419万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

114ページをお願いいたします。

114ページ、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費におきまして、療養給付費負担金を2,702万円減額をいたしました。

116ページをお願いいたします。

116ページ、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費におきまして、高額療養給付費負担金を932万8,000円減額をいたしました。

120ページをお願いいたします。

120ページ、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費拠出金におきまして、高額医療費拠出金を1,1

12万5,000円減額をいたしました。

第2目保険財政共同安定化事業拠出金におきまして、保険財政共同安定化事業拠出金を1,168万7,000円減額いたしました。

歳入について申し上げます。

108ページへお戻りください。

108ページ、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金におきまして、普通調整交付金を975万3,000円減額いたしました。

第5款道支出金、第2項道補助金におきまして、財政調整交付金といたしまして510万3,000円を計上いたしました。

110ページをお願いいたします。

110ページ、第6款共同事業交付金におきまして、高額医療費共同事業交付金を975万2,000円、保険財政共同安定化事業交付金を898万1,000円をそれぞれ減額をいたしました。

第7款繰入金におきまして、一般会計繰入金を3,009万1,000円減額をいたしました。

次に、125ページをお願いいたします。

125ページ、議案第29号平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ389万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,797万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、事業の執行による減額等が主なものでございますので、詳細の説明については省略をさせていただきます。

次に、135ページをお願いいたします。

135ページ、議案第30号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,527万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,414万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

146ページをお願いいたします。

146ページ、第2款事業費、第1項事業費、第1目事業費、第13節委託料におきまして、下水終末処理場更新業務など合わせて2,715万1,000円減額をいたしました。

第15節工事請負費におきまして、下水道管渠新設工事など合わせて2,680万6,000円を減額いたしました。

第19節負担金、補助及び交付金におきまして、排水管移設負担金を1,711万8,000円減額いたしました。

歳入について申し上げます。

142ページへお戻りください。

142ページ、第1款分担金及び負担金におきまして、公共下水道受益者負担金といたしまして679万8,000円を計上いたしました。

第3款国庫支出金におきまして、公共下水道事業国庫補助金を3,695万円減額をいたしました。

第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金を3,250万円減額をいたしました。

第7款町債におきまして、公共下水道事業債を1,300万円減額をいたしました。

137ページへお戻りください。

137ページ、第2表で地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、149ページをお願いいたします。

149ページ、議案第31号平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ548万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,043万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、171ページをお願いいたします。

171ページ、議案第32号平成29年度

足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ94万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,825万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、事業の執行による減額等が主なものでございますので、詳細な説明については省略をさせていただきます。

次に、179ページをお願いします。

179ページ、議案第33号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ109万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億659万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、事業執行による減額等が主なものでございますので、詳細の説明については省略させていただきます。

次に、193ページをお願いいたします。

193ページ、議案第34号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,371万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、企業会計について御説明を申し上げます。

203ページをお願いいたします。

203ページ、議案第35号平成29年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の総額から57万8,000円を減額し、収益的収入及び支出の総

額をそれぞれ1億6,687万6,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の総額から、資本的収入額1,766万7,000円、資本的支出額3,249万3,000円をそれぞれ減額し、資本的収入の総額を2,367万5,000円に、資本的支出の総額を1億373万3,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,005万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を472万3,000円に、当年度分損益勘定留保資金を3,950万2,000円に、建設改良積立金を3,583万3,000円に改め補填するものであります。

補正予算の主な内容について申し上げます。

210ページから213ページの収益的収入及び支出につきましては、事業の執行残による減額などが主なものでございますので、説明を省略させていただきます。

214ページの資本的収入及び支出でございますが、支出では工事請負費、備品購入費等の減額と、収入では工事負担金の減額でございます。

204ページにお戻りください。

204ページ、第4条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を3万8,000円増額し、3,064万4,000円とするものでございます。

次に、217ページをお願いいたします。

217ページ、議案第36号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の総額から2,509万2,000円を減額し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ11億9,407万6,000円とするものでございます。

次に、資本的収入の総額から、100万円を減額をし、資本的収入の総額を7,317万7,000円とするものでございます。

資本的支出額が資本的収入額に対し不足する額3,155万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

補正予算の主な内容について申し上げます。

222ページをお願いいたします。

222ページ、収益的収入及び支出でございますが、支出では臨時医師・補助職員賃金等や薬品費及び委託料などにかかわる執行残の減額とたな卸資産減耗費の計上、収入では入院収益と外来収益などの減額と国保直診施設特別調整交付金の計上でございます。

資本的収入につきましては、企業債と建設改良費に対する一般会計出資金の減額でございます。

218ページへお戻りください。

218ページ、第4条におきまして企業債補正、変更1件をお願いしております。

次に第5条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を1,564万円減額し、7億5,338万7,000円とするものであります。

以上で、議案第27号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第11号）から、議案第36号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）までの説明とさせていただきます。

次に、平成29年度予算の専決処分についてのお願いでございます。

平成29年度の財政収支につきましては、おおむね見通しを得てきておりますが、収入の一部について未確定の項目がございます。

今後確定する項目は、地方譲与税、利子割交付金、特別交付税など多項目にわたっております。

これらの収入は、いずれも3月下旬にかけて確定されることとなっており、今回議決をお願いしております予算の決定後において増減が予想されます。

このようなことから、これら収入の状況に

より予算の専決処分の措置を講じさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめ御了解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎ 延会の議決

○議長（吉田敏男君） ここで、お諮りをいたします。

本日は、これで延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎ 延会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日は、これで延会をいたします。

次回の会議は、3月19日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時47分 延会